

酒 類 卸 売 業 免 許 の 申 請 等 の 手 引

【この手引の内容】

この手引は、酒類卸売業免許を受けようとする方を対象として、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許を中心に、免許の申請等手続や要件など免許取得に関する事項のほか、免許を取得した後、酒類販売業者として留意すべき事項などを解説したものです。

免許取得後の酒類卸売販売の営業に当たっては、19頁以降の「Ⅲ 酒類販売業者として留意すべき事項」をよく読んで必要な事項を確実に実施するようにしてください。

申請書等の具体的な記載方法又は様式については、25頁以降の「Ⅵ 申請書及び添付書類の記載例（新規販売場の免許申請）」若しくは47頁以降の「Ⅶ 申出書及び添付書類の記載例（条件緩和（解除）の申出）」又は62頁以降の「Ⅷ 様式例」を参考にしてください。

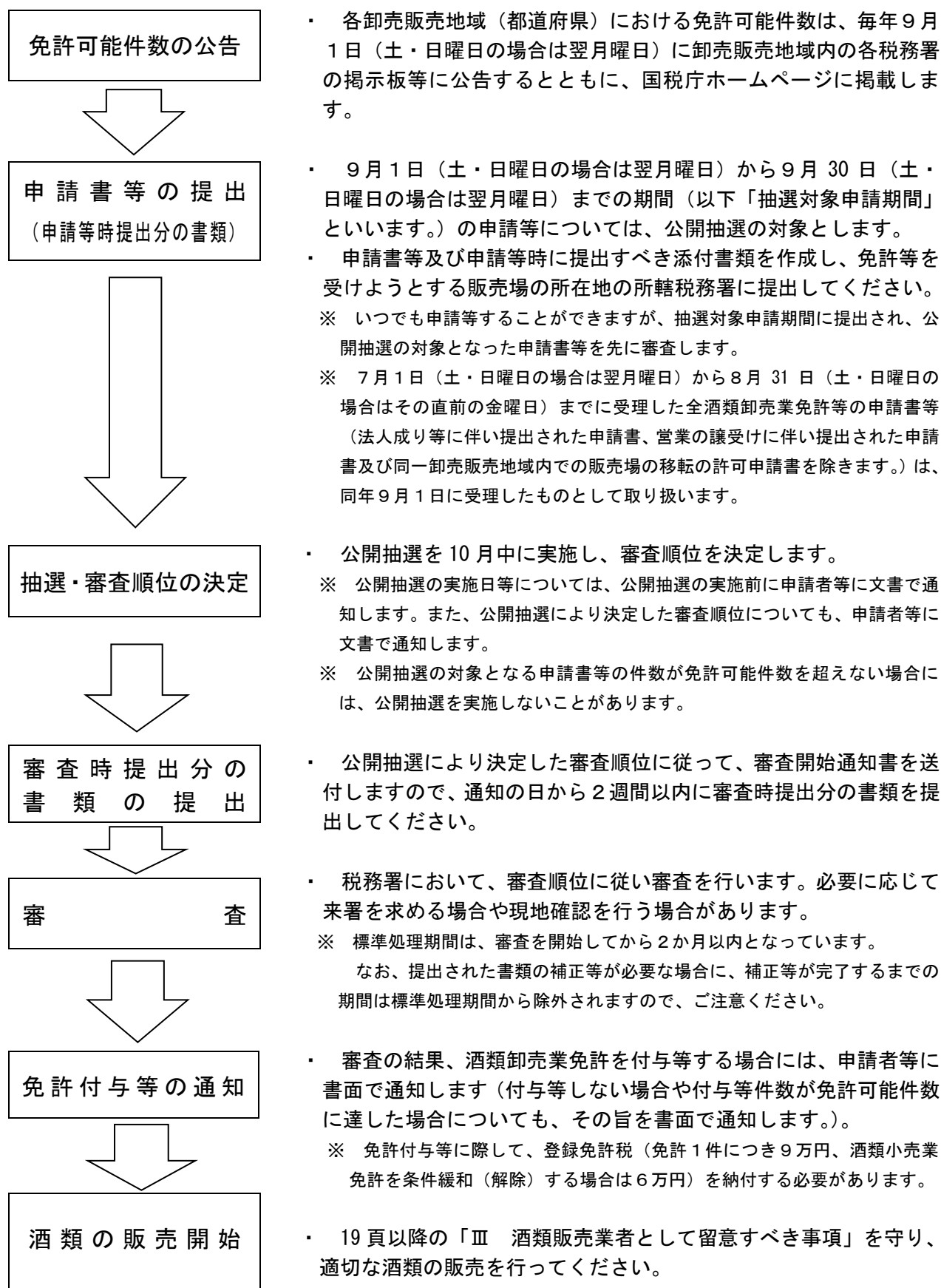
なお、この手引は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)『ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）>酒類の免許>免許申請の手引（販売業免許関係）>酒類卸売業免許の申請等の手引』に掲載しています。

《目 次》

(頁)

I	申請等手続の流れ(全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許)	3
II	酒類卸売業免許の申請等手続の概要	4
1	酒類卸売業免許とは	4
2	申請等の手続等(全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許)	7
3	酒類卸売業免許の要件(新規販売場の免許申請)	9
4	酒類卸売業免許の要件(条件緩和(解除)の申出)	14
5	公開抽選・審査順位の決定(全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許)	14
6	審査時提出分の書類の提出(全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許)	15
7	酒類卸売業免許の審査	15
8	登録免許税の納付	16
9	酒類卸売業免許の通知等	16
10	国税電子申告・納税システム(e-Tax)について	17
III	酒類販売業者として留意すべき事項	19
1	酒類卸売業免許で酒類の販売ができる相手先等	19
2	酒税法上の義務	19
3	免許取得後における免許に関する各種手続	21
4	社会的要請への適切な対応(主なもの)	21
IV	申請書類一覧表(新規販売場の免許申請)	23
V	申出書類一覧表(条件緩和(解除)の申出)	24
VI	申請書及び添付書類の記載例(新規販売場の免許申請)	25
VII	申出書及び添付書類の記載例(条件緩和(解除)の申出)	47
VIII	様式例	62

I 申請等手続の流れ（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許）



《参考》 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許以外の酒類卸売業免許については、原則として公開抽選は実施せず、申請等の順に審査を行います。

酒類販売業免許申請書、酒類販売場移転許可申請書^(注)、酒類販売業免許の条件緩和申出書及び所定の添付書類の提出先は、免許等を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署ですが、個別・具体的な相談がある場合には、当該所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(注) 税務署の管轄区域を異にする移転の場合は、移転先の販売場の所轄税務署長あての申請書を作成し移転前の販売場の所在地の所轄税務署に提出してください。

なお、酒類指導官が設置されている税務署及び担当税務署については、免許等を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署へお問い合わせください。

Ⅱ 酒類卸売業免許の申請等手続の概要

1 酒類卸売業免許とは

酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法の規定に基づき、販売場ごとに、その販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許（以下「免許」といいます。）を受ける必要があります。販売場ごとに免許を受ける必要があるとは、例えば、本店で免許を受けている場合であっても、支店で酒類の販売業を行おうとする場合には、支店の所在地の所轄税務署長から新たに免許を受ける必要があるということです。

免許は、販売先や販売方法によって区分されていますが、このうち、酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は酒類製造者に対し、酒類を継続的に販売することが認められる免許です。酒類卸売業免許は、さらに販売する酒類の範囲又はその販売方法によって、次の8つに区分しています。

1 全酒類卸売業免許

全酒類卸売業免許とは、全ての品目の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいいます。

この免許については、卸売販売地域ごとに算定した各免許年度（毎年9月1日から翌年8月31日までの期間。以下同じ。）において免許を付与等することができる件数（以下「免許可能件数」といいます。）の範囲内で免許等を受けることができます。

2 ビール卸売業免許

ビール卸売業免許とは、ビールを卸売することができる酒類卸売業免許をいいます。

この免許については、卸売販売地域ごとに算定した各免許年度において免許可能件数の範囲内で免許等を受けることができます。

3 洋酒卸売業免許

洋酒卸売業免許とは、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の全て又はこれらの酒類の品目の1以上の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいいます。

4 輸出入酒類卸売業免許

輸出入酒類卸売業免許とは、自己が輸出する酒類、自己が輸入する酒類又は自己が輸出入する酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいいます。

他の者が輸入した酒類の卸売を行う場合は、販売する酒類の品目に応じ、該当する他の酒類卸売業免許の区分の取扱いによることとなります。

5 店頭販売酒類卸売業免許

店頭販売酒類卸売業免許とは、自己の会員である酒類販売業者に対し店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法による酒類の卸売ができる酒類卸売業免許をいいます。

この免許で卸売できる販売先は、住所及び氏名又は名称並びに酒類販売業者であることを免許通知書等により確認した上で、会員として登録し管理している酒類販売業者に限りませんので、会員登録していない酒類販売業者に対して卸売することはできません。また、卸売できる販売方法は、店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を自己の会員が直接持ち帰る方法による卸売に限りませんので、販売した酒類を配達することはできません。

6 協同組合員間酒類卸売業免許

協同組合員間酒類卸売業免許とは、自己が加入する事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づき設立されたものに限りません。）の組合員に対する酒類の卸売ができる酒類卸売業免許をいいます。

この免許で卸売できる販売先は、自己が加入する事業協同組合の組合員であって、酒類の小売を行うことができる酒類販売業免許を有する者に限りませんので、他の事業協同組合の組合員等に卸売することはできません。また、自己が加入する事業協同組合の上部組織（例えば、各都道府県単位の事業協同組合連合会）の傘下である他の事業協同組合の組合員であっても、同様に卸売することはできません。

7 自己商標酒類卸売業免許

自己商標酒類卸売業免許とは、自らが開発した商標又は銘柄の酒類の卸売ができる酒類卸売業免許をいいます。

この免許で卸売できる酒類は、自らが開発した商標又は銘柄の酒類に限りません。

8 特殊酒類卸売業免許

特殊酒類卸売業免許とは、上記のほか、酒類事業者の特別の必要に応ずるため、酒類を卸売することが認められる次の酒類卸売業免許をいいます。

- (1) 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許
- (2) 酒類製造者の企業合同に伴う酒類卸売業免許
- (3) 酒類製造者の共同販売機関に対する酒類卸売業免許

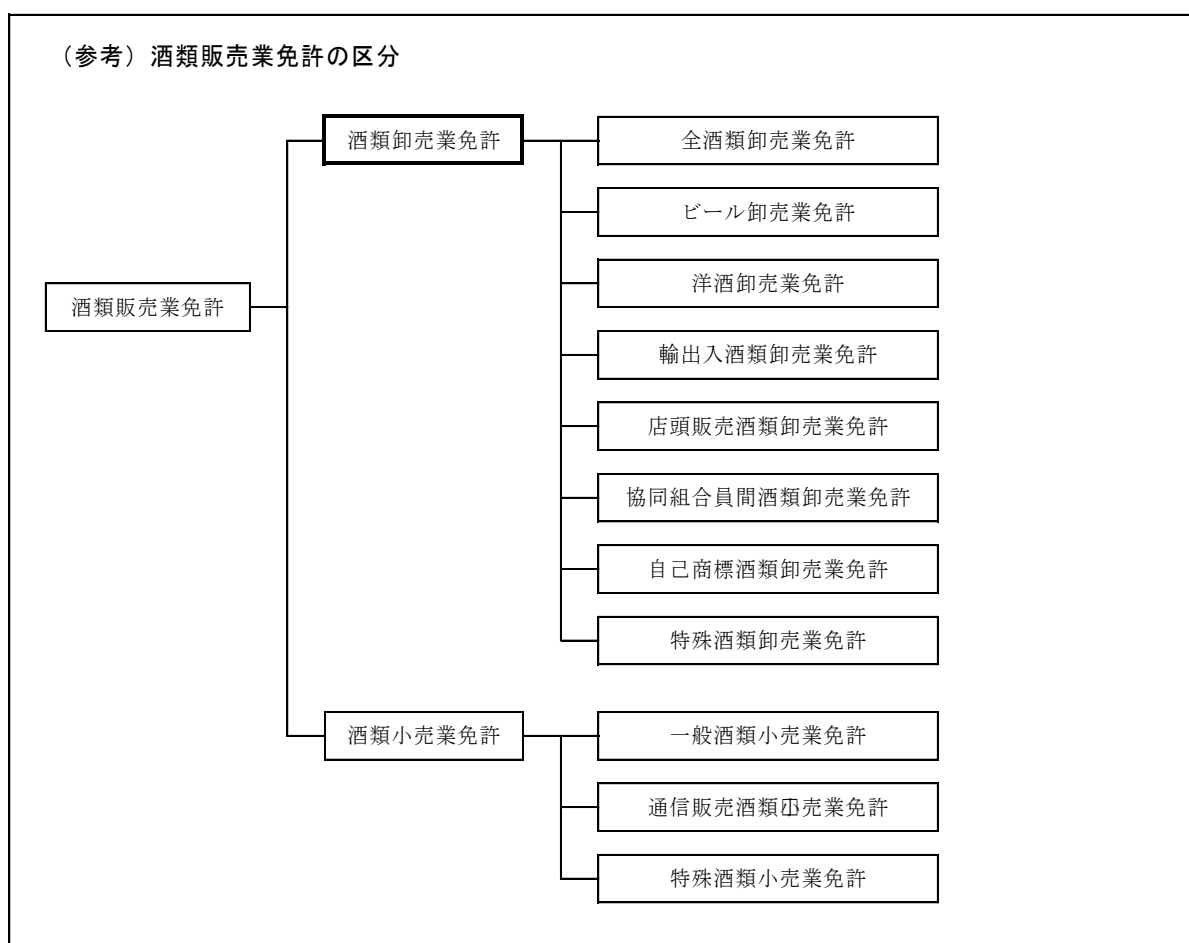
このうち、「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」については、各免許年度の免許可能件数を地域的需給調整を行うために設けた都道府県を一単位とする地域（以下「卸売販売地域」

といいます。)ごとに算定し、免許可能件数の範囲内で免許を付与等することとしています。具体的には、一定の申請期間内の申請等については、原則として公開抽選を実施して審査順位を決定し、審査順位に従って審査を行い、免許可能件数の範囲内で免許を付与等することとしています。

一方、「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」以外の酒類卸売業免許については、原則として公開抽選を実施せず、申請等の順に審査を行い、免許を付与等しています。

免許を受けないで酒類の販売業を行った場合や酒類の小売しかできない免許で酒類の卸売をした場合には、酒税法上、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなっています。

また、偽りその他不正な行為により免許を受けた場合など一定の要件に該当する場合には、免許が取り消されることがあります。



2 申請等の手続等（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許）

全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請等のうち、抽選対象申請期間になされた申請等（次の(1)～(3)に限ります。）については、原則として、①公開抽選によって審査する順位を決定し、その後、②決定された審査順位に従って免許要件の審査を行い、③免許拒否要件に該当しないことが確認された場合に免許を付与等することになります。

【公開抽選の対象となる全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許に係る申請等】

- (1) 新規販売場の免許申請
- (2) 異なる卸売販売地域（都道府県）からの販売場の移転許可申請
(注) 同一の卸売販売地域（都道府県）内での販売場の移転許可申請は、公開抽選の対象とはならず、免許可能件数の残数の有無にかかわらず、申請に対して審査を行うこととなります。
- (3) 条件緩和（解除）の申出
(注) 条件緩和（解除）とは、既に受けている酒類販売業免許の条件を緩和（解除）することをいいます。

以下、公開抽選の対象となる申請等の手続等について説明します。

1 免許の申請等

全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請等は、免許年度のいつでも申請等販売場の所在地の所轄税務署で受け付けます。

ただし、抽選対象申請期間に提出された申請書等のうち、申請書等の記載内容が完全で添付書類に不備がないもの（以下「抽選対象申請書等」といいます。）については、審査する順位を決定するために公開抽選を行った上でその順位に従って免許要件の審査を行い、その免許年度における免許可能件数の範囲内で免許を付与等します。

各免許年度における卸売販売地域内の免許可能件数については、毎年9月1日（土・日曜日の場合は翌月曜日）に卸売販売地域内の各税務署において公告するとともに、国税庁ホームページに掲載します。

なお、申請書等はいつでも提出することができますが、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、抽選対象申請期間に提出された抽選対象申請書等から先に審査し免許を付与等しますので、抽選対象申請期間外に申請等を行った場合には、抽選対象申請書等に対して免許を付与等した後、免許可能件数がなお残存している場合に限り、免許を付与等することになります。

(注) 1 7月1日（土・日曜日の場合は翌月曜日）から8月31日（土・日曜日の場合はその直前の金曜日）までに受理した申請等（法人成り等に伴い提出された申請書、営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除きます。）については、同年9月1日に受理したものと取り扱います。そのため、受理した時点で、申請等販売場の所在する卸売販売地域にお

ける免許可能件数が残存している場合であっても、翌免許年度の免許可能件数をもって、免許を付与等することになりますのでご注意ください。

2 申請書等は、次の場合を除き、申請販売場の所在地の所轄税務署の文書受付業務を担当する窓口に到達した時点で提出があったこととなります。郵便等により提出される申請書等についても到達した時点（通信日付印により表示された日ではありません。）で提出があったこととなります。

- (1) 申請書等が、申請販売場の所在地の所轄税務署の時間外文書収受箱に提出された場合は、そこから申請書等が取り出された日の直前の開庁日に到達したものとして取り扱います。
- (2) 申請書等が、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）によって提出された場合は、送信された申請書等が e-Tax に記録された時点において提出があったものとして取り扱います。

2 申請等に当たり提出する書類

申請書等を提出する場合には、所定の添付書類を同時に提出する必要があります。

ただし、抽選対象申請期間に申請書等を提出する場合には、申請等時提出分の書類のみの提出で差し支えありませんが、公開抽選の後、審査開始通知書を受けた際には、審査時提出分の書類を提出することとなります。

(1) 申請（申出）時提出分の書類

① 新規販売場の免許申請の場合

申請者は、抽選対象申請期間に、所轄税務署に対して免許申請書（23 頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」の「申請時」欄に○印の付された書類）を必ず提出する必要があります。「審査時」欄に○印の付された書類については、申請時点においては、提出しなくても差し支えありません。

② 条件緩和（解除）の申出の場合

申出者は、抽選対象申請期間に、所轄税務署に対して条件緩和申出書（24 頁「**V 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」の「申出時」欄に○印の付された書類）を必ず提出する必要があります。「審査時」欄に○印の付された書類については、申出時点においては、提出しなくても差し支えありません。

(2) 審査時提出分の書類

公開抽選により審査順位が決まり、その卸売販売地域の免許可能件数の範囲内の審査順位になった方については、審査時提出分の書類（23 頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」又は 24 頁「**V 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」の「審査時」欄に○印の付された書類）を、指定された期限まで（審査開始通知の日から 2 週間以内）に提出する必要があります。

申請等を行う場合には、23 頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」又は 24 頁「**V 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」をよく読んで、提出書類の添付漏れ等のないようにお願いします。

e-Tax によって申請書を提出することができます。詳しくは、17 頁「10 国税電子申告・納税システム(e-Tax)について」をご覧ください。

提出された申請書等及び添付書類は原則としてお返ししません。

移転許可申請の場合は、提出する書類が異なりますので、申請書を提出する所轄税務署（税務署の管轄区域を異にする移転の場合は、移転前の販売場の所在地の所轄税務署）を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

3 申請書等が提出された時点における確認

申請書等の提出があった場合には、税務署において、申請書等の記載漏れや提出書類の添付漏れがないか等を確認し、それらに不備があった場合には、補正のための連絡をします。

なお、税務署が指定した期限までに補正されない場合には、公開抽選の対象から除外されますのでご注意ください。

3 酒類卸売業免許の要件（新規販売場の免許申請）

酒類卸売業免許を受けるためには、申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員、申請販売場の支配人及び申請販売場が以下の各要件（以下「免許の要件」といいます。）を満たしていることが必要です。

免許の要件を満たしていることについては、「酒類販売業免許の免許要件誓約書」（23 頁「IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）」③の書類）により誓約してください。この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、その不正行為が、①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許の取得後に判明したときは取消処分の対象となります。

（注）不正行為により免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した免許だけでなく、その者が有している全ての免許について取消処分を受けることがあります。また、免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた者、②取消処分を受けた者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに免許を受けることはできなくなります。

1 酒税法 10 条 1 号から 8 号関係の要件（人的要件）

- (1) 申請者が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (2) 申請者が酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前 1 年以内にその法人の業務を執行する役員であった者の場合には、その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過していること
- (3) 申請者が申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと
- (4) 申請者が国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けた者である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過していること

- (5) 申請者が、未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（未成年者に対する酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること
- (6) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること

(注) ①申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合はその法定代理人が、②申請者又は法定代理人が法人の場合はその役員が、また、③申請販売場に支配人をおく場合はその支配人が、それぞれ、上記(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の要件を満たす必要があります。

2 酒税法 10 条 9 号関係の要件（場所的要件）

正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場所に販売場を設けようとしていないこと

具体的には、①申請販売場が、製造免許を受けている酒類の製造場や販売業免許を受けている酒類の販売場、酒場又は料理店等と同一の場所でないこと、②申請販売場における営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていることが必要となります。

3 酒税法 10 条 10 号関係の要件（経営基礎要件）

免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合のほか、その経営の基礎が薄弱であると認められる場合に該当しないこと

具体的には、申請者（申請者が法人のときはその役員（代表権を有する者に限ります。）又は主たる出資者を含みます。）が、①次のイ～へに掲げる場合に該当しないかどうか、②次のト～リの要件を充足するかどうかで判断します。

- イ 現に国税又は地方税を滞納している場合
- ロ 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている場合
- ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額^(注)を上回っている場合
- ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額^(注)の20%を超える額の欠損を生じている場合

(注) 「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額をいいます。

貸借対照表の純資産の部

株主資本	***	
1 資本金	***	①
2 資本剰余金	***	②
(1) 資本準備金	***	
(2) その他資本剰余金	***	
3 利益剰余金	***	③
(1) 利益準備金	***	
(2) その他利益剰余金	***	
〇〇積立金	***	
繰越利益剰余金	***	④

上記「ハ」について

最終事業年度が、④<0(繰越損失)の場合で、繰越損失額が、資本等の額(①+②+③-④)を超えている場合に該当します。

上記「ニ」について

各事業年度(過去3事業年度)において当期純損失が計上されている場合で、各事業年度の当期純損失の額が、各事業年度の資本等の額(①+②+③-④)×20%の額を全ての事業年度において超えている場合に該当します。

- ホ 酒税に関係のある法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合
- ヘ 販売場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却又は移転を命じられている場合

ト 経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること

(注) 申請者等(申請者等が法人の場合はその役員)及び申請等販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者で、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は、原則として、この要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

【全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許に係る申請等の場合】

- 1 酒類の製造業若しくは販売業(薬用酒だけの販売業を除く。)の業務に直接従事した期間が引き続き10年(これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年)以上である者、調味食品等の卸売業を10年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して10年以上である者。
- 2 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者。
- 3 申請等販売場が沖縄県に所在する場合の申請者等の経歴については、1に定める期間が10年とあるのを3年と読み替えます。

【洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許に係る申請等の場合】

- 1 酒類の製造業若しくは販売業(薬用酒だけの販売業を除く。)の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者。
- 2 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類の製造業若しくは販売業の経営者として直接業務に従事した者等で酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者。

チ 酒類を継続的に販売するために必要な資金、販売施設及び設備を有していること、又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められること

リ 申請等販売場における年平均販売見込数量(卸売基準数量)が、全酒類卸売業免許に係る申請等については100k1以上、ビール卸売業免許に係る申請等については50k1以上であること

(注) 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許以外の免許については、年平均販売見込数量に関する基準はありません。

4 酒税法 10 条 11 号関係の要件（需給調整要件）

酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため酒類の販売業免許を与えることが適当でない認められる場合に該当しないこと

全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、それぞれの免許に係る販売場数と消費数量のそれぞれの地域的需給調整を行うために、卸売販売地域を設けています。卸売販売地域は、都道府県を一単位としています。

各卸売販売地域（都道府県）における免許可能件数は、毎年9月1日（土・日曜日の場合は翌月曜日）に卸売販売地域内の各税務署の掲示板等に公告するとともに、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）『ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の免許>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許について』に掲載します。

【免許可能件数の計算方法】

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{卸売総数量} \\ (\ast 1) \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売販売} \\ \text{場の卸売数量} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{増減率} \\ (\ast 2) \end{array}}{\text{販売基準数量}} - \left[\begin{array}{l} \text{卸売販売} \\ \text{場数} (\ast 3) \end{array} - \begin{array}{l} \text{大規模卸売} \\ \text{販売場数} \end{array} \right]$$

= 免許可能件数（小数点以下切捨て。ただし、全酒類卸売業免許については、卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業者の販売場（直近1年間における卸売販売実績のある販売場に限り、）の場数の100分の5を超える場合には、当該場数に100分の5を乗じて計算した数（小数点以下を四捨五入したもの）を上限とします。）

（注）当分の間、1に満たないときは1とします。

（※1）卸売総数量とは、卸売販売地域内に所在する卸売販売場の直近1年間における卸売販売数量（みなし休業場の卸売販売数量を除きます。）の合計をいいます。

（※2）増減率とは、卸売販売地域内における直近1年間の酒類消費数量のその前1年間の酒類消費数量に対する割合をいいます。

（※3）卸売販売場数とは、卸売販売地域内に所在する卸売販売場（休業場及びみなし休業場を除きます。）をいいます。

	卸売販売地域	大規模卸売販売場の判定基準	みなし休業場の判定基準	販売基準数量
全酒類卸売業免許	都道府県単位 (47 地域)	20,000kl 以上	100kl 未満	3,400kl
ビール卸売業免許		10,000kl 以上	50kl 未満	1,400kl

（注）1 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許以外の卸売業免許については、需給調整要件の適用はありません。

2 ビール卸売業免許の免許可能件数の計算に当たっては、「卸売総数量」を「ビール卸売総数量」と、「大規模卸売販売場」を「大規模ビール卸売販売場」と、「卸売販売場数」を「ビール卸売販売場数」と、それぞれ読み替えてください。

4 酒類卸売業免許の要件（条件緩和（解除）の申出）

全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許への条件緩和^(注)を受けるためには、申出者、申出者の法定代理人、申出法人の役員及び申出販売場の支配人（以下「申出者等」といいます。）並びに申出販売場において、①申出者等が酒税法第14条（酒類の販売業免許の取消し）に規定する酒類販売業免許の取消要件に該当していないこと、②申出販売場における年平均販売見込数量（卸売基準数量）が、全酒類卸売業免許に係る申出については100k1以上、ビール卸売業免許に係る申出については50k1以上であること及び③同法第10条第11号の需給調整要件（13頁参照）を満たしていることが必要です。

(注) 例えば、「通信販売を除く小売に限る」旨の免許条件が付された酒類販売場を有する酒類小売業者の方が、その販売場において全酒類（又はビール）の卸売も行いたい場合などがこれに該当します。

5 公開抽選・審査順位の決定（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許）

1 公開抽選実施日時等の通知

公開抽選の実施日時・抽選会場については、抽選対象申請期間が終了した後、速やかに「全酒類（ビール）卸売業免許抽選実施通知書」（抽選会場入場券を兼ねています。）を郵便等により通知します。この「全酒類（ビール）卸売業免許抽選実施通知書」は抽選会場に入場するために必要となりますので必ず抽選会場にお持ちください。

なお、「全酒類（ビール）卸売業免許抽選実施通知書」がお手元に届かない場合には、その旨を申請書等を提出した所轄税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

2 公開抽選の実施方法

抽選は、抽選の公平を確保する観点から国税局（税務署）の職員以外の第三者の立会いの下、公開で行います。

また、抽選機の操作は、国税局（税務署）の職員又は抽選人（国税局長（税務署長）が選任した者）が行います。

申請者等は公開抽選時に抽選機の操作は行いませんので、抽選会場への来場の有無が抽選結果に影響することはありません。

3 審査順位の決定

審査順位は、抽選結果に基づき決定します。審査順位は全ての申請者等に対し、公開抽選実施後、速やかに文書で通知します。

6 審査時提出分の書類の提出（全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許）

1 審査順位が免許可能件数の範囲内となった申請書等について

公開抽選により決定した審査順位が、その卸売販売地域の免許可能件数の範囲内となった方については、指定された期限まで（審査開始通知の日から2週間以内）に、審査時提出分の書類（23頁「**Ⅳ 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」又は24頁「**Ⅴ 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」の「審査時」欄に○印の付された書類）を提出してください。

なお、税務署が指定した期限までに審査時提出分の書類の提出がない場合には、後順位の申請書等を先に審査することがあります。

2 審査順位が免許可能件数の範囲外となった申請書等について

公開抽選により決定した審査順位が、その卸売販売地域の免許可能件数の範囲外となった方については、審査時提出分の書類（23頁「**Ⅳ 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」又は24頁「**Ⅴ 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」の「審査時」欄に○印の付された書類）を提出する必要はありません。

ただし、事後的な理由によって、免許可能件数の範囲内となった場合には、改めて税務署から連絡しますので、審査時提出分の書類を提出してください。

また、審査順位が免許可能件数の範囲外となった申請書等について、新規免許等の付与件数が免許可能件数に達したことにより最終的に免許の付与等ができないこととなった場合には、その旨を書面で通知します（提出された申請書等及び添付書類は原則としてお返ししません。）。

7 酒類卸売業免許の審査

1 酒類卸売業免許の審査

酒類卸売業免許の審査は、原則として、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許については、公開抽選により決定した審査順位に従い、その他の卸売業免許については、申請書等を受理した順位により、

○申請書等及び添付書類の内容に不備がないか

○申請者等及び申請等販売場が免許の要件に合致しているか

などの点について行います。

必要に応じ、申請者等に来署を求める場合や現地確認を行う場合があります。

また、申請書等の提出後に決算期が到来し最新の財務諸表の内容を確認する必要がある場合など、追加的に書類を提出していただくことがあります。

（注）免許の審査に当たっては、審査手続の実効性を確保する観点から、酒販組合に対して意見を聴取する場合があります。

2 標準処理期間

酒類卸売業免許申請等の審査に必要な標準的な日数（以下「標準処理期間」といいます。）は、原則として、申請書等の提出のあった日の翌日から2か月以内となります。ただし、添付が漏れている書類や審査を行う上で必要となる参考書類の追加提出又は申請等書類の補正が必要となる場合には、その連絡をした日から、その書類の提出等があるまでの間の日数は、標準処理期間から除外されます。

公開抽選を実施した酒類卸売業免許の標準処理期間については、公開抽選により決定した審査順位に従って審査を開始した日から2か月以内となります。このため、審査順位が後順位の申請等は、審査開始日が遅くなる場合があります。

なお、審査を開始する際には、「全酒類（ビール）卸売業免許審査開始通知書」により審査開始日等を通知します。

（注）抽選対象申請書等の件数が卸売販売地域において免許可能件数の範囲内である場合には、公開抽選を行わない場合があります。この場合は、抽選対象申請期間終了後、公開抽選を行わない旨及び審査を開始する旨を申請者等に文書で通知します。

8 登録免許税の納付

酒類卸売業免許が付与される場合、登録免許税を納付する必要があります。税務署から「酒類販売業免許に伴う登録免許税の納付通知書」により通知しますので、税務署又は金融機関等で登録免許税を納付してください。

登録免許税の額は、免許1件につき9万円（酒類小売業免許を条件緩和（解除）する場合は6万円）です。登録免許税の納付に係る領収証書は、「登録免許税の領収証書提出書」に貼付して、指定された期日までに税務署に提出してください。

（注）登録免許税法により領収証書の提出が義務付けられていますので、領収証書の現物の提出が必要です（写しの提出はできません。）。

9 酒類卸売業免許の通知等

1 酒類卸売業免許の付与等

酒類卸売業免許を付与等する旨の通知は、原則として、税務署に提出された「登録免許税の領収証書提出書」により登録免許税が納付されていることを確認した上で、「酒類販売業免許通知書」（条件緩和（解除）の場合は、「酒類販売業免許の条件緩和（解除）通知書」）を交付又は送付することにより行います。

なお、審査の結果、免許の要件を満たさないため、又は付与件数が免許可能件数に達したため等により免許を付与等できない場合には、その旨を書面で通知します（提出された申請書等及び添付書類は原則としてお返ししません。）。

2 酒類卸売業免許の条件

全酒類卸売業免許には「卸売に限る」旨、ビール卸売業免許には「ビールの卸売に限る」旨の条件が付されます。免許に付される条件は、条件緩和を受ける際や免許の区分ごとに異なりますので、詳しくは、免許等を受けようとする販売場の所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

3 酒類卸売業免許者の氏名等の公表

国税庁では、免許の付与等を行った場合には、その免許者の、①免許等年月日、②申請等年月日、③免許者の氏名又は名称及び法人番号、④販売場の所在地、⑤免許等種類（卸小売の区分、全酒類・ビール・洋酒・輸出入・店頭販売等の区分）、⑥処理区分（新規、条件緩和等）、⑦審査項目（審査項目一覧表の番号）について、免許を受けた日の翌月末から公表することとしています。

これらの情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）『ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）>酒類の免許>免許の新規取得者名等一覧』に掲載されます。

10 国税電子申告・納税システム(e-Tax)について

酒類販売業免許申請書等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出が可能です。

1 事前手続（開始届出書の提出及び電子証明書の取得等）

e-Tax のご利用に当たっては、事前に開始届出書を申告所得税や法人税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります。

開始届出書は、e-Tax ホームページ（国税庁ホームページからアクセスできます。）からオンラインで提出できるほか、書面でも提出できます（開始届出書の様式は、e-Tax ホームページから入手することができます。）。提出された開始届出書の内容を確認した後、税務署から「利用者識別番号」及び「暗証番号」を記載した通知書等が送付されます。

なお、開始届出書をオンラインで提出した場合には、「利用者識別番号」がオンラインで即時に発行されます。

また、e-Tax 利用の際には、申請データに利用者が電子署名を行うこととなりますから、「電子証明書」を e-Tax の利用開始までに取得する必要があります。

2 提出できる申請書等

e-Tax を利用して提出できる申請書等は、次のとおりです。

(1) 酒類販売業免許申請書

- (注) 1 酒類販売場の移転許可申請書も同様に e-Tax により提出が可能です。
- 2 条件緩和（解除）の申出書は、e-Tax での提出はできません。

(2) 登記事項証明書（インターネット登記情報提供サービスを利用する場合）

（注） 不動産に係る登記事項証明書及び法人の商業登記に係る登記事項証明書をいいます。

なお、e-Tax で申告書や申請・届出書を送信した場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。ただし、イメージデータで送信した添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類については、送信した日から5年間、保存しておく必要があります。

また、免許取得後の酒税に関する各種申告、届出等関係のほか、申告所得税、法人税等の申告についてもご利用いただけますので、詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

3 申請書等の受理等の取扱い

e-Tax を利用して申請書等の提出があった場合は、送信された申請書等のデータが e-Tax に記録された時点（e-Tax によって利用者に通知される受付日時）で到達したものとみなされます。

e-Tax の利用可能日時、利用開始前に必要な手続、その他利用上の注意事項など詳しいことは、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

Ⅲ 酒類販売業者として留意すべき事項

1 酒類卸売業免許で酒類の販売ができる相手先等

酒類卸売業免許は、酒類販売業者又は酒類製造者に対し酒類を継続的に販売することができる免許であり、一般の消費者及び料飲店営業者等に対して酒類を販売することはできません。

2 酒税法上の義務

酒類販売業者には、酒税法の規定により、次のような義務が課されており、これらの義務を履行しない場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなっています。

1 記帳義務

酒類販売業者は、酒類の仕入れ、販売に関し次の事項を帳簿に記載しなければならないこととされています。

なお、帳簿の様式は定めていませんので、適宜の様式を使用してください。

(1) 仕入れに関する事項

酒類の品目別及び税率の適用区分別（アルコール分別など）に、

- ・ 仕入数量
- ・ 仕入価格
- ・ 仕入年月日
- ・ 仕入先の住所及び氏名又は名称

(2) 販売に関する事項

酒類の品目別及び税率の適用区分別（アルコール分別など）に、

- ・ 販売数量
- ・ 販売価格
- ・ 販売年月日
- ・ 販売先の住所及び氏名又は名称

(注) 1 酒類の卸売（酒類販売業者又は酒類製造者に対する販売）については、取引の都度記帳する必要があり、酒類の小売に適用される一括記帳の適用はありません。

2 税務署の職員が検査取締り上必要と認めたときは、仕入れ、販売に関する帳簿を検査することがあります。

(3) 帳簿の備付場所及び保存期間

酒類販売業者が作成する帳簿は、その販売場ごとに常時備え付けておき、帳簿閉鎖後5年間保存する必要があります。

2 申告義務

酒類販売業者は、次の事項について販売場等の所轄税務署長に申告等を行う必要があります。なお、以下の申告等は、e-Taxにより行うことができます。

【毎年度報告を要するもの】

報告事項	報告期限	様式
毎年度（4月1日から翌年3月31日）の酒類の品目別販売数量の合計数量及び年度末（3月31日）の在庫数量	翌年度の 4月30日まで	CC1-5604「酒類の販売数量等報告書」

【次の事由が生じる都度、申告等を要するもの】

事由	申告等事項	申告等期限	様式
住所及び氏名又は名称、販売場の所在地若しくは名称に異動があった場合 ^(注1)	異動があった住所及び氏名又は名称、販売場の所在地若しくは名称	直ちに（事由が生じた後、すぐに）	CC1-5612「異動申告書」
酒類の販売業を休止する場合又は再開する場合	酒類の販売業を休止する旨又は再開する旨	遅滞なく（事由が生じた後、できる限り早く）	CC1-5607「酒類販売業 休止・開始（異動）申告書」
免許を受けた販売場と異なる場所に酒類の貯蔵のための倉庫等を設ける場合又はその倉庫等を廃止する場合 ^(注2)	酒類の貯蔵のための倉庫等を設ける旨又はその倉庫を廃止する旨	あらかじめ	CC1-5156「酒類蔵置所設置・廃止報告書」
税務署長から、酒類の販売先の住所、氏名又は名称の報告を求められた場合	酒類の販売先の住所、氏名又は名称等	別途定める日まで	CC1-5605「酒類の販売先等報告書（平成 年 月 日現在）」

(注1) 1 「住所及び氏名又は名称の異動」には、株式会社と持分会社（合名・合資・合同会社）間の組織変更や持分会社間の会社種類の変更を含みます。

2 販売場の所在地の異動とは、区画整理等による地名や地番の呼称変更をいいます。

3 販売場を他の場所に移動する場合には、この異動申告によらずに所轄税務署長の許可を受ける必要があります（21頁「3 免許取得後における免許に関する各種手続」参照）。

(注2) 1 免許を取得していない倉庫等で酒類の販売契約の締結（受注行為）を行うことはできません。

2 「酒類蔵置所設置・廃止報告書」は、倉庫等を利用する自己の販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。ただし、倉庫等の所在地が当該販売場の所在地の所轄税務署の管轄区域外である場合には、当該倉庫等の所在地の所轄税務署長に提出しても差し支えありません。

3 届出義務

酒類販売業者は、次の事項について販売場等の所轄税務署長に届出する必要があります。

なお、届出書の提出は、e-Taxにより行うことができます。

届出事項	届出期限	様式
販売場等（酒類の製造場以外の場所）で酒類を詰め替えようとする場合	詰め替えを行う2日前	CC1-5428「酒類の詰め替え届出書」
	まで	CC1-7101「表示方法届出書」

(注) 「詰め替え」とは、酒類販売業者等が仕入れた酒類をあらかじめ別の容器に小分け等して販売を行うことをいいます。

3 免許取得後における免許に関する各種手続

酒類卸売業免許を受けてから、次の事由等が生じる場合、以下の手続を行う必要があります。

なお、以下の手続は、e-Taxにより行うことができます。

事由	様式	提出先	提出期限
酒類販売業者が販売場を移転しようとする場合	CC1-5126「酒類販売場移転許可申請書」	移転前の販売場の所在地の所轄税務署長を經由して、移転先の販売場の所在地の所轄税務署長	あらかじめ (注1) (注2)
酒類販売業を廃止しようとする場合(免許を受けている複数販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含みます。)	CC1-5136「酒類販売業免許取消申請書」	販売場の所在地の所轄税務署長	廃止しようとするとき
酒類販売業者につき相続が発生し、相続人が引き続き酒類販売業を継続しようとする場合	CC1-5131「酒類・酒母・もろみ 製造業・販売業 相続申告書」	販売場の所在地の所轄税務署長	遅滞なく(事由が生じた後、できる限り早く)
酒類販売業者が法人成り等 ^(注3) をする場合	CC1-5104「酒類販売業免許申請書」 CC1-5136「酒類販売業・販売代理(媒介)業 免許取消申請書」	販売場の所在地の所轄税務署長	あらかじめ免許申請と取消申請を同時に ^(注1)

(注1) 申請等書類の審査の期間(標準処理期間2か月以内)を考慮して提出してください。

(注2) 全酒卸売業免許及びビール卸売業免許の移転については、移転先が卸売販売地域(都道府県)をまたがる場合には、抽選の対象となり、移転先の卸売販売地域(都道府県)に免許可能件数の残数がある場合に限り(同一卸売販売地域(都道府県)内における移転の場合には、免許可能件数の残数の有無に関係なく移転の適否の審査を行います。)

(注3) 「法人成り等」とは、①法人成り、②法人の合併、③会社分割及び④営業の承継をいいます。

4 社会的要請への適切な対応(主なもの)

酒類販売業者には、酒税法以外にも酒類業組合法(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)や各種の環境法令等において、以下の事項をはじめとする様々な社会的要請に対し、適正かつ確実な対応が求められています。

1 公正な取引の確保

酒類業が健全に発達するとともに、消費者の利益を実現していくためには、事業者間の競争は公正な取引ルールの下で行われることが必要です。

国税庁では、酒類取引に関する公正な取引の在り方（①合理的な価格の設定、②取引先等の公正な取扱い、③公正な取引条件の設定及び④透明かつ合理的なリベート類）及び取引状況等実態調査の実施等を示した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、酒類業者へ積極的に周知し公正取引の重要性を啓発するなど、公正取引の確保に向けた業界の自主的な取組を促進しています。

さらに、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類取引について、酒類業者が遵守すべき必要な基準を「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）において定めています。基準に違反した場合は、罰則の適用や販売業免許が取り消されることがあります。

また、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）は、不当廉売、差別対価などの不公正な取引方法を禁止しています。公正取引委員会では、酒類の流通における公正な競争を図るため、平成 21 年 12 月に「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」及び「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を发出しています。

独占禁止法を遵守するとともに、国税庁の「基準」及び「指針」に示された公正な取引を行ってください。

詳細については「酒類の公正な取引に関する基準」（平成 29 年 3 月国税庁告示第 2 号）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日）をご覧ください。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)『ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）>酒類の公正取引』に掲載しています。

2 酒類容器のリサイクルの推進

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）するといった役割分担の下で効果的なリサイクルシステムを確立し、容器包装廃棄物の減量化、資源の有効利用に取り組んでいくことを基本としており、酒類卸売業者の方に対しては、容器包装の使用の合理化や排出抑制に関する取組の促進が求められています。

なお、酒類卸売業者の方が、次の基準に該当する場合は、容器包装等について再商品化義務が生じますので、ご注意ください。

- <基準> ○ 主たる事業が小売・卸・サービス業の場合
⇒ 売上高 7 千万円超又は従業員数 5 人超の事業者が対象
- 主たる事業が小売・卸・サービス業以外の場合
⇒ 売上高 2 億 4 千万円超又は従業員数 20 人超の事業者が対象

詳細についてはパンフレット「酒類容器等の 3 R」をご覧ください。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)『ホーム>税について調べる>酒税行政関係情報（お酒に関する情報）>環境法令における酒類業者の義務>酒類容器等の 3 R』に掲載しています。

IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）

酒類卸売業免許の申請書類は、以下のとおりです。

全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書類については、抽選対象申請期間内に申請する場合には、申請時提出分の書類（「申請時」欄に○印の付された書類）のみの提出で差し支えありませんが、公開抽選の後、審査開始通知書を受けた際には、審査時提出分の書類（「審査時」欄に○印の付された書類）を提出することになります。

なお、移転許可申請書の場合は、提出する書類が異なりますので、申請書等を提出する所轄税務署を担当する酒類指導官までお問い合わせください。

	書類名	留意事項	提出時期		記載例
			申請時	審査時	
申請書	酒類販売業免許申請書	必要事項を記載してください。	○		26～27
	申請書次葉1「販売場の敷地の状況」	販売場が建物の一部であっても建物の全体図にその位置を示してください。	○		28
	申請書次葉2「建物等の配置図」	倉庫部分や、酒類の陳列場所における表示について明示してください。	○		29
	申請書次葉3「事業の概要」	店舗等の広さ、什器備品等について記載してください。		○	30
	申請書次葉4「収支の見込み」	事業計画、規模にあった収支見込みを作成してください。		○	31～33
	申請書次葉5「所要資金の額及び調達方法」	自己資金の場合は資金捻出の根拠説明書、融資の場合は融資証明書をそれぞれ提出してください。		○	34
	※ 申請書次葉1～申請書次葉5については、この様式に限ることなく、同等のものを添付しても差し支えありません。				
添付書類	② 酒類卸売業免許申請書チェック表	必要な添付書類が添付されているかを確認し、チェックしてください。	○ (チェック表1)	○ (チェック表2)	35～38
	③ 酒類販売業免許の免許要件誓約書（注1）	申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員及び申請販売場の支配人について、提出してください。		○	39～42
	④ 法人の登記事項証明書及び定款の写し（注2）	登記事項証明書は、履歴事項全部証明書に限りません。	○		43
	⑤ 住民票の写し（注2）	マイナンバー（個人番号）の記載がないものに限りません。	○		
	⑥ 申請者の履歴書（法人の場合には、役員の履歴書）（注2）	法人の場合には、監査役を含めた役員全員の職歴を記載してください。		○	44
	⑦ 契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写しをそれぞれ提出してください。		○	
	⑧ 土地及び建物の登記事項証明書	登記事項証明書は、全部事項証明書に限りません。申請販売場の建物が複数の土地（地番）にかかる場合には、そのすべての地番に係る土地の登記事項証明書が必要になります。		○	45
	⑨ 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表（注3）	申請者が個人の場合には、収支計算書等を提出してください。		○	46
	⑩ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（注4）	(1)都道府県及び(2)市区町村が発行する納税証明書で、申請者につき各種地方税について、 (イ) 未納の税額がない旨 (ロ) 2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の両方の証明がされたものを添付してください。 申請者が法人の場合には、証明事項に「地方法人特別税」を含めてください。		○	

(注1) 申請者の法定代理人分又は法人の役員分等については、代表者が代表して誓約することができます。

(注2) ④、⑤及び⑥の添付書類については、申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

(注3) 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の所得税及び法人税の確定申告書（添付書類を含みます。）をその税務署に提出しているときは、添付を省略することができます。

(注4) 法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する都道府県及び市区町村が発行する納税証明書を添付してください。

(注5) 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

V 申 出 書 類 一 覧 表 (条件緩和 (解除) の申出)

条件緩和 (解除) の申出書類は、以下のとおりです。

全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許への条件緩和 (解除) の申出書類については、抽選対象申請期間内に申出等する場合には、申出時提出分の書類 (「申出時」欄に○印の付された書類) のみの提出で差し支えありませんが、公開抽選の後、審査開始通知書を受けた際には、審査時提出分の書類 (「審査時」欄に○印の付された書類) を提出することになります。

	書 類 名	留 意 事 項	提出時期		記載例
			申出時	審査時	
申 出 書	酒類販売業免許の条件緩和 (解除) 申出書	必要事項を記載してください。	○		48～49
	申出書次葉2「建物等の配置図」	倉庫部分や、酒類の陳列場所における表示について明示してください。	○		50
	申出書次葉3「事業の概要」	店舗等の広さ、什器備品等について記載してください。		○	51
	申出書次葉4「収支の見込み」	事業計画、規模にあった収支見込みを作成してください。		○	52～54
	申出書次葉5「所要資金の額及び調達方法」	自己資金の場合は資金捻出の根拠説明書、融資の場合は融資証明書をそれぞれ提出してください。		○	55
	※ 申出書次葉2、3及び5については、申請書次葉2、3及び5を使用するか、同等のものを添付しても差し支えありません。				
添 付 書 類	② 酒類販売業免許の条件緩和申出書 チェック表	必要な添付書類が添付されているかを確認し、チェックしてください。	○ (チェック表1)	○ (チェック表2)	56～57
	③ 酒類販売業免許の免許要件誓約書 (注)	申出者、申出者の法定代理人、申出法人の役員及び申出販売場の支配人について、提出してください。		○	58～61

(注1) 申出者の法定代理人分又は法人の役員分等については、代表者が代表して誓約することができます。

(注2) 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

VI 申請書及び添付書類の記載例 (新規販売場の免許申請)

※ これは、記載例ですので、申請書及び添付書類を作成する際には、ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。

①

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書

酒 税

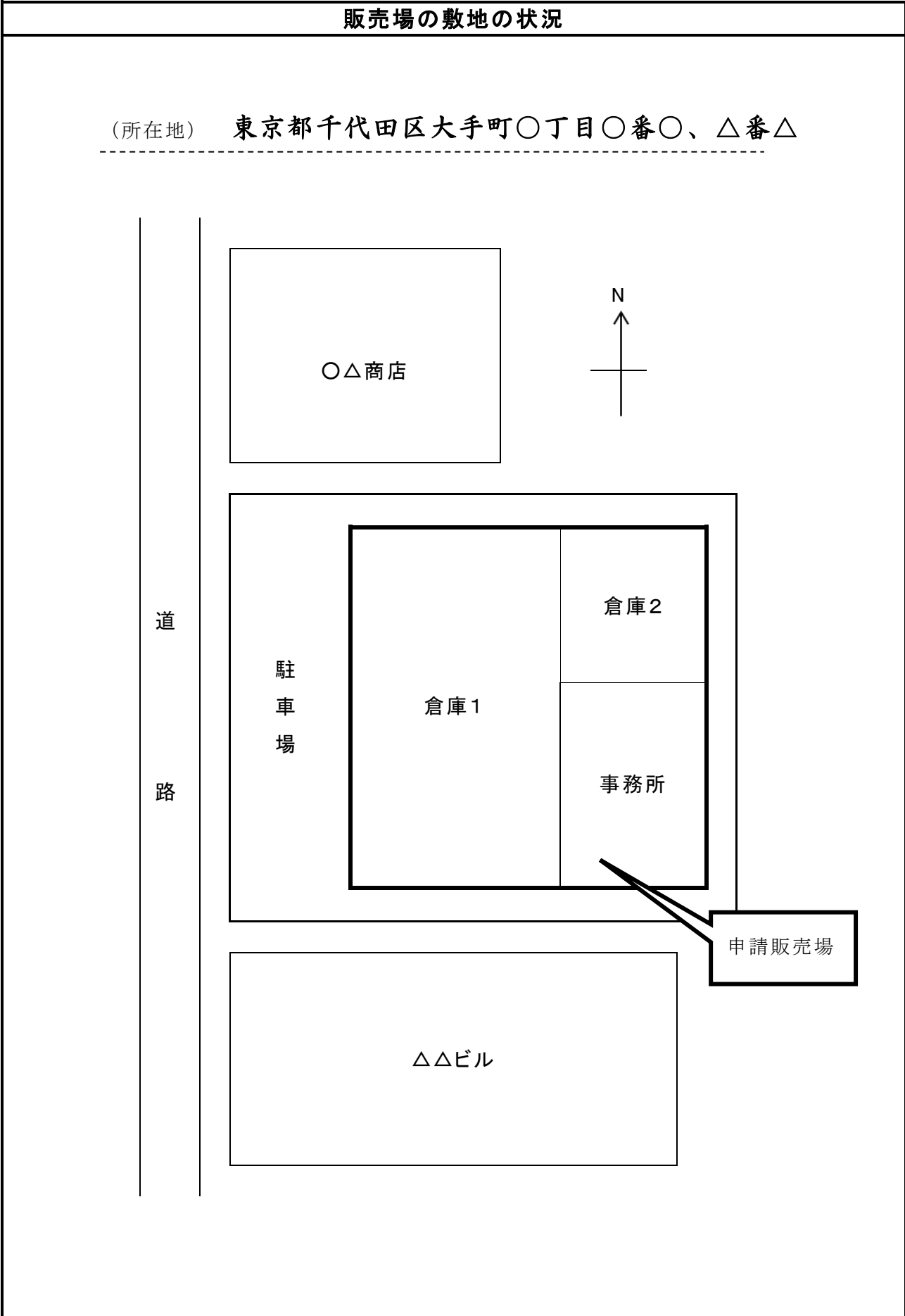
収 受 印		整理番号		※	
平成〇〇年〇〇月〇〇日		申 請 者		(住所) 〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号	
ふりがなを忘れずに 麴 町 税務署長 殿		請 者		(電話) 03-〇〇〇〇 局 〇〇〇〇 番	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇 太郎 印		法人の場合、代表者印 を押印します。	
酒類の販売業免許を受けたいので、酒税法第9条 下記のとおり申請します。					
記					
販売場の 所在地 及び名称		(地番) 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△		申請販売場の建物が複数の土地(地番)にかか る場合、申請販売場の建物の登記事項証明書 を確認し、全ての土地の地番を記載します。	
ふりがなを忘れずに		(住居表示) 〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号		郵便番号の記載を お願いします。	
ふりがなを忘れずに		(ふりがな) 名称) 〇〇商事 大手町支店 (電話) 03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇		いずれかの□にチェックを 忘れずに	
業 態		<input type="checkbox"/> 一般酒販店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 量販店 <input type="checkbox"/> 業務用卸主体店 <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> ドラッグストア <input checked="" type="checkbox"/> その他 (食品卸売業)			
酒類販売管理者 の選任(予定)		(ふりがな) _____ (氏名) _____ [役職、申請者との関係、生年月日等]			
申請する販売業 免許等の種類		全酒類卸売業免許 酒類の小売を行わない場合には記 載不要です。			
販売しようとする酒類の品目 の範囲及び 販売方法		全酒類 卸売に限る。 酒類の販売業を始めようとする理由を 具体的に記載してください。			
臨時販売場の 開設区分		臨時販売場の 開設期間 平成 年 月 日から 年 月 日まで			
申請の理由		今まで、地元のスーパーマーケット等を中心に食料品等の販売を行って きましたが、この度、酒類の卸売販売を加え、業績の更なる発展を 図ることとしました。			
既に有している 主たる酒類 販売場の明細		所在地 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号		名称 〇〇商事 本社	
		所轄税務署名 麴 町 税務署			
受理番号	※	審査順位	※	局署番号	※
申請書入力	※	(月 日)	※	※	※

(注) 27頁の「酒類卸売業免許申請書の書き方」を参考の上、記載してください。

酒類卸売業免許申請書の書き方

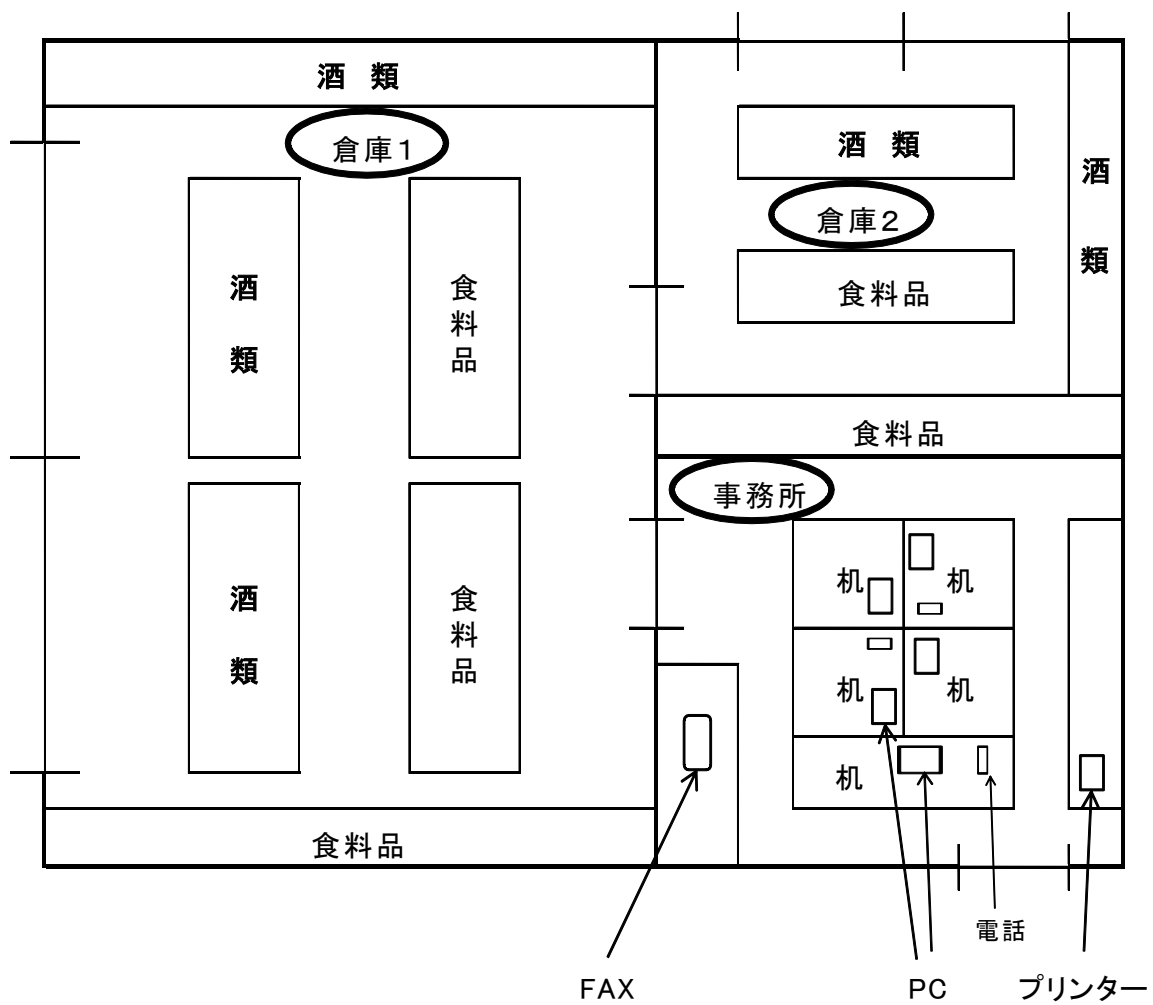
- 1 「申請者」欄の「氏名又は名称及び代表者氏名」、「販売場の所在地及び名称」欄の「名称」及び「酒類販売管理者の選任（予定）」欄の「氏名」には、必ずふりがなを記載してください。
なお、酒類の小売販売を行わない場合には、「酒類販売管理者の選任（予定）」欄は記載不要です。
- 2 「販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面として申請書次葉1「**販売場の敷地の状況**」を作成してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
なお、申請販売場の建物が複数の土地（地番）にかかる場合には、全ての地番を記載します。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 3 「業態」欄には、業態の区分に従って□にチェックをしてください。
酒類卸売業の場合には、その他にチェックをして、カッコ内に酒類卸売業、食品卸売業などと具体的に記載してください。
- 4 「申請する販売業免許等の種類」欄には、免許の種類に応じ、「全酒類卸売業免許」、「ビール卸売業免許」、「洋酒卸売業免許」、「輸入酒類卸売業免許」、「店頭販売酒類卸売業免許」等と記載してください。
- 5 「販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法」欄には、「全酒類、卸売に限る。」、「ビール、卸売に限る。」、「洋酒（果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒）、卸売に限る。」等と記載してください。
- 6 「臨時販売場の開設区分」欄及び「臨時販売場の開設期間」欄は斜線で消してください。
- 7 「既に有している主たる酒類販売場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売場のうち主たる酒類販売場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 8 関係書類は、23頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」の必要書類を添付し、37頁の「**酒類販売業免許申請書（b）チェック表**」により添付漏れがないか確認してください。
なお、この冊子の添付書類の記載例は一例ですから、実際に必要な添付書類及びその作成方法等については、必要に応じて所轄税務署を担当する酒類指導官に確認してください。
- 9 ※欄は、「税務署処理」欄ですから記載しないでください。

e-Taxを利用して申請する場合で、インターネット登記情報提供サービスを利用して登記事項証明書を添付しようとする場合は、「販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法」欄に、同サービスから発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。



(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）



(注) 申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。

事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 (自己所有 ・借地)	6 1 8 m ²
(2) 建 物 (自己所有・借用) (平成 年 月 日完成予定)	4 6 8 m ²
イ 店 舗	m ²
ロ 事務所	8 0 m ²
ハ 倉 庫	3 8 8 m ²
ニ 駐車場	1 5 0 m ²
ホ	
へ	
(3) 車両運搬具 (自己所有・ 借用)	
イ トラック	6 台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 (自己所有 ・借用)	
イ 商品棚	4 0 台
ロ 冷凍・冷蔵設備	8 基
ハ 事務机・椅子	5 組
ニ パソコン	5 台
ホ 電話	3 台
へ FAX	1 台
ト プリンター	1 台
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員 常 用	5 人
アルバイト	1 2 人

(注) 賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添付してください。

収支の見込み（兼事業の概要付表）

1	酒類の予定仕入先	(取引先名) ××酒類販売(株) 東京支社	(所在地) 東京都中央区中央○丁目○番○		
		取引を予定している酒類卸売業者又は酒類製造者を記載してください。			
2	酒類の予定販売先	(取引先名)	(所在地)		
		千代田区内を中心に従前から食料品の取引のあるスーパー、コンビニ、酒飯店等に販売する予定です。			
3	収支見積				
収 入 の 部	(1)酒類の売上数量及び金額				
	区 分	容器の容量	本数	単価	売上数量
	清 酒	1,800 ^{mℓ}	8,000 ^本	1,400 ^円	14,400 ^ℓ
	合成清酒	1,800	1,000	1,100	1,800
	連続式蒸留焼酎	2,700	5,000	1,800	13,500
	単式蒸留焼酎	1,800	5,000	1,900	9,000
	みりん	1,800	2,000	900	3,600
	ビール	350	600,000	210	210,000
	果実酒	720	14,000	2,000	10,080
	甘味果実酒	720	1,000	900	720
	ウイスキー	750	8,000	2,000	6,000
	ブランデー	750	2,000	2,000	1,500
	発泡酒	350	400,000	140	140,000
	その他の醸造酒	900	100,000	900	90,000
	スピリッツ	350	200,000	130	70,000
	リキュール	350	250,000	120	87,500
粉末酒	—	—	—	—	
雑酒	—	—	—	—	
合 計				658,100	409,500,000
(2)その他の商品の売上金額					433,500,000
(3)その他の収入 (不動産貸付業)					24,000,000
A 収入金額合計 (1) + (2) + (3)					867,000,000

支 出 の 部	(1)期首棚卸商品					円 9,500,000
	(2)酒類の仕入数量及び金額					
	区 分	容 器 の 容 量	本 数	単 価	仕 入 数 量	仕 入 金 額
		ml	本	円	ℓ	円
	清 酒	1,800	8,300	1,250	14,940	10,375,000
	合成清酒	1,800	1,000	1,000	1,800	1,000,000
	連続式蒸留焼酎	2,700	5,200	1,650	14,040	8,580,000
	単式蒸留焼酎	1,800	5,200	1,700	9,360	8,840,000
	みりん	1,800	2,000	800	3,600	1,600,000
	ビール	350	625,000	190	218,750	118,750,000
	果 実 酒	720	14,500	1,800	10,440	26,100,000
	甘味果実酒	720	1,000	800	720	800,000
	ウイスキー	750	8,300	1,750	6,225	14,525,000
	ブランデー	750	2,000	1,750	1,500	3,500,000
	発泡酒	350	416,600	125	145,810	52,075,000
	その他の醸造酒	900	104,100	800	93,690	83,280,000
	スピリッツ	350	208,300	120	72,905	24,996,000
	リキュール	350	260,000	110	91,000	28,600,000
	粉末酒	—	—	—	—	—
	雑酒	—	—	—	—	—
合 計				684,780	383,021,000	
(3)その他の商品の仕入金額					380,000,000	
仕入金額合計 (2) + (3)					763,021,000	
期末棚卸商品					10,500,000	
B 売上原価合計 (1) + 仕入金額合計 - 期末棚卸商品					762,021,000	
C 売上総利益 (A - B)					104,979,000	
D 販売費及び一般管理費					77,280,000	
(内訳)	科目	金額 (円)		科目	金額 (円)	
	人件費	38,000,000		水道光熱費	1,200,000	
	減価償却費	8,000,000		運搬費	14,800,000	
	賃借料	9,800,000		通信費	480,000	
	消耗品費	800,000		公租公課	1,200,000	
	広告宣伝費	1,200,000		その他雑費	1,800,000	
E 営業利益 (C - D)					27,699,000	
F その他の収益					3,600,000	

	G その他の費用	2,000,000
	H 総利益金額 (E + F - G)	29,299,000
4	<p>販売見込数量の算出根拠</p> <p>現在、食料品の取引のあるスーパー、コンビニ、酒販店等から〇件 〇〇klの取引の承諾を頂いており、これを基に販売数量を算出いたしました。</p>	
5	<p>その他参考事項（定休日、営業時間など）</p> <p>営業時間：9時～19時</p> <p>定休日：日曜日</p>	

所要資金の額及び調達方法

1 所要資金の算出根拠	
(1)	仕入（見込み）
	① 酒類の年間仕入額 383,021 千円
	② 酒類の月間仕入額（①×1/12） 31,918 千円
	③ 在庫（②×1/2） 15,959 千円
	④ 最初の月の所要資金（②+③） 47,877 千円
	※ 酒類の商品回転率を月間1回転としました。最初の月の所要資金として、月間仕入金額に在庫分として1/2月分を加算しました。
(2)	設備 酒類の販売のため、新たに冷蔵設備を設置します。 ・ 冷蔵設備（工事費込） 6,000 千円
	千円
	千円
(3)	予備費 酒類販売の所要資金として、60,000千円を充当しますが、そのうち最初の所要資金として、53,877千円を必要とし、およそ6,000千円を酒類販売に係る予備費とします。
2 所有資金	
(1)	当座預金 100,000 千円
(2)	普通預金 52,000 千円
(3)	定期預金 35,000 千円
(4)	千円
	※ 酒類販売に要する資金として、当座預金から60,000千円を充当します。
3	以上のおり、自己資金で十分と考えますが、更なる資金が必要となった場合には、別添「融資証明書」記載のおり融資が受けられます。

※ 上記は一例であり、事業計画にあわせて作成してください。

（例）所要資金の調達方法についての書類

1 自己資金の場合

「資金繰表」、「資金捻出の根拠説明書」、「残高証明書」又は「預金通帳等の写し（預金者名及び残高が分かるもの）」

2 融資による場合

(1) 金融機関からの融資

「借入をする金融機関の融資証明書」

(2) 金融機関以外からの融資

「融資者の原資内容を証明する書類」

②

酒 税

全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その1

申請時提出用

※ 抽選対象申請期間において、全酒類（又はビール）卸売業免許申請書の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

卸 売 販 売 地 域	(全酒類・ビール)	受理番号	
申請者の氏名又は名称	〇〇商事株式会社		
この申請等についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇商事株式会社総務部 (担当者名：〇山△男) TEL： 03 (0000) 0000		

《酒類販売業免許申請書及び申請書次葉》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確認	税務署整理欄
販売場の所在地及び名称	・ 不動産登記法による地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか ・ ふりがなの記載漏れはないか		○	
申請する販売業免許等の種類	「全酒類卸売業免許」又は「ビール卸売業免許」と記載されているか		○	
販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法	「全酒類、卸売に限る。」又は「ビール、卸売に限る。」と記載されているか		○	
販売業免許申請書次葉1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		○	
販売業免許申請書次葉2 (建物等の配置図)	申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか		○	

《添付書類》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確認	税務署整理欄
全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その1（申請時提出用）	申請書の記載事項及び申請時に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか		○	
住民票の写し (法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款の写し)	・ マイナンバー（個人番号）の記載がないものであるか ・ 法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されているか	注3	○	

添付書類は、省略することができる場合がありますので、下記の注3をご確認ください。

- (注) 1 「この申請等についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名」欄には、この申請等について問い合わせ等をする場合の連絡先の住所、電話番号及び担当者氏名を記載してください。
- 2 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。
- 3 申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その2

審査時提出用

※ 全酒類（又はビール）卸売業免許申請書の公開抽選後（審査時）に提出する添付書類の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

提出年月日	○・○・○	卸売販売地域	(全酒類・ビール)	受理番号
申請者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区霞が関○丁目○番○号 ○○商事株式会社			
申請販売場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町○丁目○番○、△番△ ○○商事株式会社大手町支店			
この申請についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	東京都千代田区霞が関○丁目○番○号 ○○商事株式会社総務部 (担当者名: ○山△男) Ⅱ: 03 (0000) 0000			

《酒類販売業免許申請書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
販売業免許申請書次葉3 (事業の概要)	事務所や倉庫等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		○	
販売業免許申請書次葉4 (収支の見込み)	申請販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注2	○	
販売業免許申請書次葉5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		○	

《添付書類》

添付書類は、省略することができる場合がありますので、下記の注4及び注6をご確認ください。

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その2（審査時提出用）	公開抽選後（審査時）に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか		○	
酒類販売業免許の免許要件誓約書	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注3	○	
申請者の履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか 	注4	○	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類		○	
地方税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明）をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか 	注5	○	
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか（個人の場合は、収支計算書）	注6	○	
土地及び建物の登記事項証明書	申請販売場にかかるすべての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか		○	

- (注) 1 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。
- 2 予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書等を添付してください。
- 3 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができます。
- 4 申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には添付を省略することができます。
- 5 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたものを添付してください。
- 6 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の確定申告書（添付書類を含む。）の提出がある場合には添付を省略することができます。
- 7 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書 (b) チェック表

《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売業免許申請書次葉 1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		○
販売業免許申請書次葉 2 (建物等の配置図)	・ 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか ・ 酒類の陳列場所における表示は明示されているか		○
販売業免許申請書次葉 3 (事業の概要)	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		○
販売業免許申請書次葉 4 (収支の見込み)	申請販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注 1	○
販売業免許申請書次葉 5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表、資金捻出の根拠説明書又は残高証明書等、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		○
販売業免許申請書次葉 6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		○
酒類販売業免許の免許要件誓約書	・ 誓約事項に漏れはないか ・ 誓約すべき者に漏れはないか (申請者、申請法人の監査役を含めた役員全員、申請者の法定代理人及び申請販売場の支配人)	注 2	○
申請者の履歴書	・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか	注 3	○
住民票の写し	・ マイナンバー (個人番号) の記載がないものであるか ・ 法人については法人の登記事項証明書及び定款の写し	注 3	○
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類		○
地方税の納税証明書	・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書 (未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明) をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか	注 4	○
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか (個人の場合は、収支計算書)	注 5	○
土地及び建物の登記事項証明書	・ 全部事項証明書を添付しているか ・ 申請販売場の建物が複数の土地にまたがる場合には、そのすべての地番にかかる土地の登記事項証明書を添付しているか		○
その他参考となるべき書類		注 6	○
免許申請書チェック表	・ 確認欄に○印を付して確認しているか ・ 省略した書類について斜線を引いているか		○

小売販売しない場合には、提出不要です。

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印 (提出しなくても又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。) を記載してください。

- (注) 1 ①小売業免許申請の場合、主な予定販売先について省略することができる。
②卸売業免許申請の場合、予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書等を添付する。
2 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。
3 申請販売場を管轄する税務署管内に既免許販売場を有している場合には添付を省略することができる。
4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。
5 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の確定申告書 (添付書類を含む。) の提出がある場合には添付を省略することができる。
6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。

添付書類は、省略することができる場合がありますので、下記の注3及び注5をご確認ください。

酒類卸売業免許申請書チェック表の作成に当たっての留意事項

全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書類については、抽選対象申請期間内に申請等を行う場合には、申請時提出分の書類のみの提出で差し支えありません。そのため、「全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その1」を作成し、申請時提出分の書類を提出していただくことになります。

公開抽選の後、審査開始通知書を受けた際には、「全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その2」を作成し、審査時提出分の書類を提出していただくことになります。

また、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許以外の申請等を行う場合、又は抽選対象申請期間外に申請等する場合には、「酒類販売業免許申請書（b）チェック表」を作成し、23頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」に掲載されているすべての書類を提出していただくことになります。

なお、抽選対象期間内に全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請等を行う場合であっても、「酒類販売業免許申請書（b）チェック表」を作成し、23頁「**IV 申請書類一覧表（新規販売場の免許申請）**」に掲載されているすべての書類を提出していただくこともできます。

③

酒類販売業免許の免許要件誓約書

麴 町 税務署長 殿

(別紙1)及び(別紙2)を添付してください。

申請(申出・申告)販売場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△ 〇〇商事 大手町支店
----------------------	------------------------------------

申請(申出・申告)者が個人の場合

私(及び法定代理人)の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 年 月 日

(申請(申出・申告)者の住所)
 (氏 名) 印

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているのので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
 (法定代理人氏名)

平成 年 月 日

(法定代理人住所)
 (法定代理人氏名)
 (申請(申出・申告)者との関係) 印

申請者に法定代理人(酒類の販売業に関し代理権を有する方に限る。)がいる場合は、その代表の法定代理人が記載してください。

申請(申出)者が法人の場合

当社及び役員等の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

(申請(申出)者の所在地) 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号 (法人代表者印)
 (名称及び代表者氏名) 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇太郎 印

下記役員等は、誓約内容を確認しているのので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
 (役職及び氏名)

代表取締役	○ ○	太 郎
取締役	○ ○	花 子
取締役	○ ○	三 郎
監査役	○ ○	四 郎
支配人	○ ○	五 郎

申請法人の監査役を含む全ての役員及び支配人の役職・氏名を記載してください。

代表取締役の方が、代表して誓約してください。

支配人は、支配人登記をした者に限ります。
 (名 称) 〇〇商事株式会社 (代表者個人印)
 (代 表 者 氏 名) 代表取締役 〇 〇 太 郎 印

平成 〇 年 〇 月 〇 日

1 / 3 (別紙1及び2を添付して提出してください。)

誓 約 項 目		申請者等の誓約内容			順号
		申請 (申出)	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)					—
1号関係	申請(申出 ・ 申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出 ・ 申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	①
2号関係	申請(申出 ・ 申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出 ・ 申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	②
3号関係	申請(申出 ・ 申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (個人のみ)			③
4号関係	申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (法人のみ)		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (法人のみ)	④
5号関係	支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑤
6号関係	申請(申出 ・ 申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑥
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出 ・ 申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑦
7号の2関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出 ・ 申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑧
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出 ・ 申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (個人のみ)	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑨
【理由等】					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 申告内容の「いいえ」に○を付した場合には、順号(丸数字)とその内容及び理由を簡記してください。(以下同じ) </div>					
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)					—
申請販売場が取締上不相当と認められる場所でない。					
(1)	申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑩
(2)	申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑪
【理由等】					

「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付けてください。

支配人がいない場合には記載不要です。

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。	/	/	/	—
(1) 申請 (申出) 者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。	/	/	/	—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	⑬
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ (法人のみ)	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	⑲
(3) 申請 (申出) 者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を経営するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	⑳
(4) 申請 (申出) 者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	㉒
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係（需給調整要件） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。	/	/	/	—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ (法人のみ)	/	/	㉓
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	㉔
【理由等】				
5 酒税法14条1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	㉕
6 酒税法14条3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	/	/	㉖

「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項等

1 留意事項

この誓約書は、酒類の販売業免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、販売業免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により販売業免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により販売業免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した免許だけでなく、その者が有しているすべての免許について取消処分を受けることがあります。免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた免許者、②取消処分を受けた免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

なお、酒類の販売業免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

誓約関係		免許等区分	販売業 (卸・小売)	条件緩和・ 条件解除	期限付 卸・小売	相続
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係		○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係		○	/	○	/
3 経営基礎要件	〃 10号関係		○	/	○	/
4 需給調整要件	〃 11号関係		○	○	○	/
5、6	〃 14条1号関係		/	○	/	/
その他の要件	〃 3号関係		/	○	/	/

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は以下のとおりですが、申請（申出）者が個人か、法人か等により異なりますので注意してください。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、
㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。
(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、
㉓、㉔、㉕、㉖

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

(注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名・押印してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、必要な「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その理由を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、別紙として理由を記載した書面を添付してください。）。

④ 法人の登記事項証明書及び定款の写し

(記載例は省略)

《留意事項》

履歴事項の全部を証明した登記事項証明書及び定款の写しを添付してください。

なお、e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類販売業免許申請書」の「販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例) 照会番号：9999999999 発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報提供サービス」について詳しいことは、
(<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

※ 申請者が申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

※ インターネット登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したものは、申請等の添付書類とすることはできません。

⑤ 住民票の写し

(記載例は省略)

《留意事項》

住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）の記載がないものに限りです。

※ 申請者が申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

⑥ 申請者の履歴書

(記載例は省略)

《留意事項》

1 申請者が個人の場合

申請者自身の職歴（勤務した会社名、業種、担当事務内容）を記載した履歴書を添付してください。

2 申請者が法人の場合

申請法人の**監査役を含む役員全員**について、それぞれの住所及び職歴（勤務した会社名、業種、担当事務内容）を記載した履歴書を添付してください。

※ 申請者が申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

⑦ 契約書等の写し

(記載例は省略)

《留意事項》

1 申請販売場の土地、建物、設備等が賃借物件の場合

賃貸借契約書等（申請販売場の建物等を確実に使用できることが確認できる書類）の写し（転賃の場合は所有者から申請者までの賃貸借契約書等の写し）を添付してください。

2 申請販売場の建物等が未建築の場合

請負契約書等（申請販売場の建物等を今後建築することが確認できる書類）の写しを添付してください。

また、例えば、申請販売場の建築予定地が農地等であり、建物を建築するために農地の転用の許可等を必要とするなど、法令や条例により許可等が必要となる場合には、その許可等の申請に係る関係書類の写しを添付してください。

⑧ 土地及び建物の登記事項証明書

(記載例は省略)

《留意事項》

申請販売場の所在する土地及び建物に係る登記事項の全部を証明した全部事項証明書を添付してください。

申請販売場に係る建物の登記事項証明書の、所在欄に記載されている地番が複数の地番にかかる場合は、その全ての地番に係る土地の登記事項証明書が必要になります。

なお、e-Taxを利用して申請する場合は、インターネット登記情報提供サービスによる「登記事項証明書」を添付することができます。次の「e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法」を参照してください。

e-Taxにおける「登記事項証明書」の添付方法

「酒類販売業免許申請書」の「販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法」欄に次のように「インターネット登記情報提供サービス」から発行された「照会番号」、「照会番号の発行年月日（西暦）」を入力してください。

(入力例)

照会番号：9999999999 9999999999 9999999999 9999999999
発行年月日：YYYY/MM/DD

※ 「インターネット登記情報提供サービス」について詳しいことは、(<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>)をご覧ください。

※ インターネット登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したものは、申請等の添付書類とすることはできません。

⑨ 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表

(記載例は省略)

《留意事項》

1 申請者が法人の場合

最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

なお、この手引きの10頁～12頁で説明している「3 酒税法10条10号関係の要件(経営基礎要件)」のハ及びニの要件に該当しないかどうか確認してください。

2 申請者が個人の場合

最近3年間の収支計算書等を添付してください。

※ 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の所得税又は法人税の確定申告書(添付書類を含む。)をその税務署に提出しているときは、添付を省略することができます。

⑩ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書

(記載例は省略)

《留意事項》

- 1 申請者について、地方税に係る①未納の税額がない旨、②2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の両方の証明がされた納税証明書を添付してください。
- 2 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めてください。
- 3 申請者が法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地の属する都道府県及び市区町村から交付を受けてください。
- 4 同時期に複数の申請書を提出する場合は、そのうちいずれか一つの申請書に納税証明書の原本を添付すれば、他の申請書にはコピーの添付であっても差し支えありません。この場合、納税証明書のコピーに、原本を添付した申請書を提出した税務署名を記載してください。
- 5 国税(「地方法人特別税」を除きます。)についての納税証明書は添付不要です。

Ⅶ 申出書及び添付書類の記載例 (条件緩和(解除)の申出)

※ これは、記載例ですので、申出書及び添付書類を作成する際には、ご自分の事業計画等に基づいて作成してください。

①

酒 税

酒 類 販 売 業 免 許 の 条 件 緩 和 ~~(解 除)~~ 申 出 書

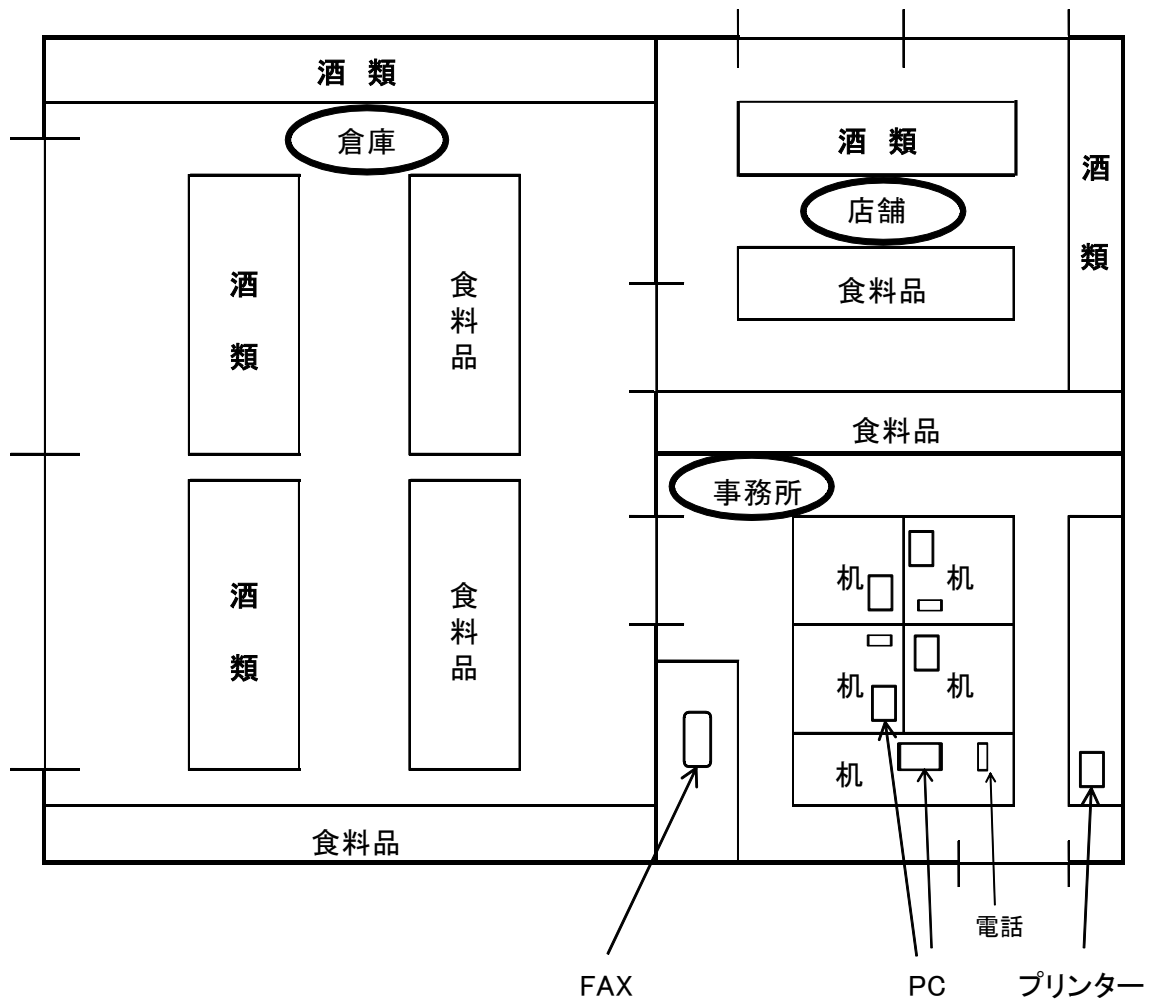
収 受 印		整理番号	※
平成〇〇年〇〇月〇〇日	申 出 者	(住所) 〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号	(電話) 03-〇〇〇〇 局 〇〇〇〇 番
麹町 税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) 〇 〇 商 事 株 式 有 限 公 司 代表取締役 〇 〇 太 郎 印	
酒類販売業免許に付けられている条件緩和について関係書類を添付して、下記のとおり申出します。			
記			
販売場の所在地及び名称	(地番) 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△ (詳細は別添図面のとおり)		
	(住居表示) 〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号		
	(名称) 〇〇商事 大手町支店		
申出販売場の 酒類販売管理者 (の選任予定)	(ふりがな) (氏名) 〇〇 次 郎	役職、申出者との関係、生年月日等 〇〇商事 大手町支店 店長 昭和45年1月11日生	
販売業免許の種類	全酒類卸売業免許	条件緩和した場合における免許の種類を記載します。	
現在付けられている免許の 期限又は条件	販売方法は、通信販売を除く小売に限る。		
申出の要旨	一般酒類小売業免許を受けていますが、全酒類につき卸売ができるよう条件緩和を申し出ます。		
申出の理由	今まで、地元のスーパーマーケット等を中心に食料品等の販売を行ってききましたが、この度、酒類の卸売販売を加え、業績の更なる発展を図ることとしました。		

受理番号	※	審査順位	※	局署番号	※
申出書入力	※ 済 (月 日)	※	※	※	※

酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書の書き方

- 1 「申出販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、小売業免許について申出をする場合に申出販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 2 申出の要旨及び理由は簡明に記載してください。
- 3 関係書類は、24頁「**V 申出書類一覧表（条件緩和（解除）の申出）**」の必要書類を添付し、56頁以降の「**酒類販売業免許の条件緩和申出書チェック表**」により添付漏れがないか確認してください。
なお、この冊子の添付書類の記載例は一例ですから、実際に必要な添付書類及びその作成方法等については、必要に応じて所轄税務署を担当する酒類指導官に確認してください。
- 4 ※印は、「税務署処理」欄ですから記載しないでください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）



(注) 申出販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。

事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 (自己所有 ・借地)	6 1 8 m ²
(2) 建 物 (自己所有・借 用) (平成一年一月一日完成予定)	4 6 8 m ²
イ 店 舗	8 8 m ²
ロ 事務所	8 0 m ²
ハ 倉 庫	3 0 0 m ²
ニ 駐車場	1 5 0 m ²
ホ	
へ	
(3) 車両運搬具 (自己所有・借 用)	
イ トラック	6 台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 (自己所有 ・借 用)	
イ 商品棚	4 0 台
ロ 冷凍・冷蔵設備	8 基
ハ 事務机・椅子	5 組
ニ パソコン	5 台
ホ 電話	3 台
へ FAX	1 台
ト プリンター	1 台
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	
常 用	5 人
アルバイト	1 2 人

(注) 賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添付してください。

収支の見込み（兼事業の概要付表）

1	酒類の予定仕入先	(取引先名) ××酒類販売(株) 東京支社	(所在地) 東京都中央区中央○丁目○番○			
		取引を予定している酒類卸売業者又は酒類製造者を記載してください。				
2	酒類の予定販売先	(取引先名)	(所在地)			
		千代田区内を中心に従前から食料品の取引のあるスーパー、コンビニ、酒飯店等に販売する予定です。				
3	収支見積					
(1)酒類の売上数量及び金額						
収 入 の 部	区 分	容 容	酒類の卸売に係る予定売上数量及び予定金額を記載してください。 なお、酒類の小売分については、「その他の商品の売上金額」に加算してください。		売上金額	
	清 酒				0	円 20,300,000
	合成清酒		0	1,100,000		
	連続式蒸留焼酎		0	5,220,000		
	単式蒸留焼酎	1,800	3,000	1,900	5,400	5,700,000
	みりん	1,800	900	900	1,620	810,000
	ビール	350	120,000	210	42,000	25,200,000
	果実酒	720	9,000	2,000	6,480	18,000,000
	甘味果実酒	720	900	900	648	810,000
	ウイスキー	750	4,000	2,000	3,000	8,000,000
	ブランデー	750	900	2,000	675	1,800,000
	発泡酒	350	59,000	140	20,650	8,260,000
	その他の醸造酒	350	28,000	140	9,800	3,920,000
	スピリッツ	350	30,000	130	10,500	3,900,000
	リキュール	350	30,000	120	10,500	3,600,000
	粉末酒	—	—	—	—	—
	雑酒	—	—	—	—	—
合 計				147,003	106,620,000	
(2)その他の商品の売上金額					433,500,000	
(3)その他の収入 (不動産貸付業)					24,000,000	
A 収入金額合計 (1) + (2) + (3)					564,120,000	

支 出 の 部	(1)期首棚卸商品					円 9,500,000
	(2)酒類の仕入数量及び金額					
	区 分	容器	数量	数量	数量	仕入金額 円
	清 酒					18,750,000
	合成清酒					1,000,000
	連続式蒸留焼酎					4,950,000
	単式蒸留焼酎	1,800	3,000	1,700	5,400	5,100,000
	みりん	1,800	1,000	800	1,800	800,000
	ビール	350	120,000	190	42,000	22,800,000
	果 実 酒	720	10,000	1,800	7,200	18,000,000
	甘味果実酒	720	1,000	800	720	800,000
	ウイスキー	750	5,000	1,750	3,750	8,750,000
	ブランデー	750	1,000	1,750	750	1,750,000
	発泡酒	350	60,000	125	21,000	7,500,000
	その他の醸造酒	350	30,000	125	10,500	3,750,000
	スピリッツ	350	30,000	120	10,500	3,600,000
	リキュール	350	30,000	110	10,500	3,300,000
	粉末酒	—	—	—	—	—
	雑酒	—	—	—	—	—
	合 計					151,020
(3)その他の商品の仕入金額					380,000,000	
仕入金額合計 (2) + (3)					480,850,000	
期末棚卸商品					10,500,000	
B 売上原価合計 (1) + 仕入金額合計 - 期末棚卸商品					479,850,000	
C 売上総利益 (A - B)					84,270,000	
D 販売費及び一般管理費					67,280,000	
(内訳)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)		
	人件費	28,000,000	水道光熱費	1,200,000		
	減価償却費	8,000,000	運搬費	14,800,000		
	賃借料	9,800,000	通信費	480,000		
	消耗品費	800,000	公租公課	1,200,000		
	広告宣伝費	1,200,000	その他雑費	1,800,000		
E 営業利益 (C - D)					16,990,000	
F その他の収益					3,600,000	
G その他の費用					2,000,000	

酒類の卸売に係る予定仕入数量及び予定金額を記載してください。
 なお、酒類の小売分については、「その他の商品の仕入金額」に加算してください。

H 総利益金額 (E + F - G)	18,590,000
4	<p>販売見込数量の算出根拠</p> <p>現在、食料品の取引のあるスーパー、コンビニ、酒販店等から○件 ○○klの取引の承諾を頂いており、これを基に販売数量を算出いたしました。</p>
5	<p>その他参考事項 (定休日、営業時間など)</p> <p>営業時間：9時～19時</p> <p>定休日：日曜日</p>

所要資金の額及び調達方法			
1 所要資金の算出根拠			
(1)	仕入（見込み）		
	① 酒類の年間仕入額	100,850	千円
	② 酒類の月間仕入額 (①×1/12)	8,404	千円
	③ 在庫 (②×1/2)	4,202	千円
	④ 最初の月の所要資金 (②+③)	12,606	千円
※ 酒類の商品回転率を月間1回転としました。最初の月の所要資金として、月間仕入金額に在庫分として1/2月分を加算しました。			
(2)	設備 酒類の卸売のため、新たに冷蔵設備を設置します。 ・ 冷蔵設備（工事費込）	6,000	千円
			千円
			千円
(3)	予備費 酒類卸売の所要資金として、20,000千円を充当しますが、そのうち最初の所要資金として、18,606千円を必要とし、およそ1,400千円を酒類卸売に係る予備費とします。		
2 所有資金			
(1)	当座預金	100,000	千円
(2)	普通預金	52,000	千円
(3)	定期預金	35,000	千円
(4)			千円
※ 酒類卸売に要する資金として、当座預金から20,000千円を充当します。			
3	以上のとおり、自己資金で十分と考えますが、更なる資金が必要となった場合には、別添「融資証明書」記載のとおり融資が受けられます。		

※ 上記は一例であり、事業計画にあわせ作成してください。

(例) 所要資金の調達方法についての書類

1 自己資金の場合

「資金繰表」、「資金捻出の根拠説明書」、「残高証明書」又は「預金通帳等の写し（預金者名及び残高が分かるもの）」

2 融資による場合

(1) 金融機関からの融資

「借入をする金融機関の融資証明書」

(2) 金融機関以外からの融資

「融資者の原資内容を証明する書類」

②

酒 税

酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その1

申出時提出用

※ 抽選対象申請期間において、酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

卸 売 販 売 地 域	(全酒類・ビール)	受理番号	
申出者の氏名又は名称	〇〇商事株式会社		
この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇商事株式会社総務部 (担当者名：〇山△男) TEL： 03 (0000) 0000		

《酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書及び申出書次葉》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確 認	税務署 整理欄
販売場の所在地及び名称	・ 不動産登記法による地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか ・ ふりがなの記載漏れはないか		○	
申出する販売業免許の種類	「全酒類卸売業免許」又は「ビール卸売業免許」と記載されているか		○	
現在付けられている免許の期限又は条件	「通信販売を除く小売に限る」又は「ビールの卸売に限る」等現在受けている免許の条件が記載されているか		○	
販売業免許申出書次葉2 (建物等の配置図)	申出販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか		○	

《添付書類》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確 認	税務署 整理欄
酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その1（申請時提出用）	申出書の記載事項及び申出時に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか		○	

- (注) 1 「この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名」欄には、この申出について問い合わせ等をする場合の連絡先の住所、電話番号及び担当者氏名を記載してください。
- 2 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印を記載してください。
- 3 酒類の範囲の緩和（解除）の申出の場合には、添付を省略できます。

酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その2

審査時提出用

※ 酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書の公開抽選後（審査時）に提出する添付書類の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

提出年月日	○・○・○	卸売販売地域	(全酒類・ビール)	受理番号
申出者の住所及び氏名又は名称	東京都千代田区霞が関○丁目○番○号 ○○商事株式会社			
申出販売場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町○丁目○番○、△番△ ○○商事株式会社大手町支店			
この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	東京都千代田区霞が関○丁目○番○号 ○○商事株式会社総務部 (担当者名： ○山△男) TEL： 03 (0000) 0000			

《酒類販売業免許申出書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
販売業免許申出書次葉3 (事業の概要)	事務所や倉庫等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		○	
販売業免許申出書次葉4 (収支の見込み)	申出販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注2	○	
販売業免許申出書次葉5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		○	

《添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その2（審査時提出用）	公開抽選後（審査時）に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか		○	
酒類販売業免許の免許要件誓約書	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注3	○	

- (注) 1 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印を記載してください
 2 予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書等を添付してください。
 3 申出者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができます。
 4 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

③

酒類販売業免許の免許要件誓約書

麴 町 税務署長 殿

(別紙1) 及び (別紙2) を添付してください。

申請 (申出・ 申告) 販売場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△ 〇〇商事 大手町支店
---	------------------------------------

~~申請~~ (申出・~~申告~~) 者が個人の場合

私 (及び法定代理人) の免許の要件について、別紙1 及び2 のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 年 月 日

(~~申請~~ (申出・~~申告~~) 者の住所)
 (氏 名) 印

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているのので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
 (法定代理人氏名)

平成 年 月 日

(法 定 代 理 人 住 所)
 (法 定 代 理 人 氏 名) 印
 (~~申請~~ (申出・~~申告~~) 者との関係)

申請者に法定代理人 (酒類の販売業に関し代理権を有する方に限る。) がいる場合は、その代表の法定代理人が記載してください。

~~申請~~ (申出) 者が法人の場合

当社及び役員等の免許の要件について、別紙1 及び2 のとおり誓約します。
 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

(~~申請~~ (申出) 者の所在地) 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号 (法人代表者印)
 (名称及び代表者氏名) 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇太郎 印

下記役員等は、誓約内容を確認しているのので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。

(役職及び氏名)	
代表取締役	〇 〇 太 郎
取締役	〇 〇 花 子
取締役	〇 〇 三 郎
監査役	〇 〇 四 郎
支配人	〇 〇 五 郎

平成 〇 年 〇 月 〇 日

(名 称) 〇〇商事株式会社 (代表者個人印)
 (代 表 者 氏 名) 代表取締役 〇 〇 太 郎 印

申出法人の監査役を含む全ての役員及び支配人の役職・氏名を記載してください。

代表取締役の方が、代表して誓約してください。

支配人は、支配人登記をした者に限ります。

1 / 3 (別紙1 及び2 を添付して提出してください。)

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順号
	申請 —(申出)—者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)				—
1号関係 申請 (申出・ 申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・ 申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	①
2号関係： 申請 (申出・ 申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の 申請 (申出・ 申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (個人のみ)	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	②
3号関係： 申請 (申出・ 申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (個人のみ)			③
4号関係： 申請 (申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (法人のみ)		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (法人のみ)	④
5号関係：支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑤
6号関係： 申請 (申出・ 申告)者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑥
7号関係 国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・ 申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑦
7号の2関係 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・ 申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑧
8号関係 禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請 (申出・ 申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ (個人のみ)	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	⑨
【理由等】	申告内容の「いいえ」に○を付した場合には、順号(丸数字)とその内容及び理由を簡記してください。(以下同じ)			
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件) 申請販売場が取締上不相当と認められる場所でない。				—
(1) 申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑩
(2) 申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ			⑪
【理由等】				

「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

支配人がいない場合には記載不要です。

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 —(申出)—者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係 (経営基礎要件) (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				—
(1) 申請 (申出) 者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			12
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		13
ロ 申請 (申出) 前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		14
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		15
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		16
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		17
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	はい・いいえ			18
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			19
(3) 申請 (申出) 者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を経営するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			20
(4) 申請 (申出) 者 は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ			21
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる。	はい・いいえ			22
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係 (需給調整要件) 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないとして認められる場合に当たらない。				—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい・いいえ (法人のみ)			23
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい・いいえ			24
【理由等】				
5 酒税法14条1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい・いいえ			25
6 酒税法14条3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい・いいえ			26

「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項等

1 留意事項

この誓約書は、酒類の販売業免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、販売業免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により販売業免許を取得したときは取消処分の対象となります。

(注) 不正行為により販売業免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した免許だけでなく、その者が有しているすべての免許について取消処分を受けることがあります。免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた免許者、②取消処分を受けた免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

なお、酒類の販売業免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

誓約関係		免許等区分	販売業 (卸・小売)	条件緩和・ 条件解除	期限付 卸・小売	相続
1 人的要件	酒税法10条1号から8号関係		○	○	○	○
2 場所的要件	〃 9号関係		○	/	○	/
3 経営基礎要件	〃 10号関係		○	/	○	/
4 需給調整要件	〃 11号関係		○	○	○	/
5、6	〃 14条1号関係		/	○	/	/
その他の要件	〃 3号関係		/	○	/	/

2 記載の仕方

(1) 誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は以下のとおりですが、申請（申出）者が個人か、法人か等により異なりますので注意してください。

イ 申請（申出）者が個人の場合

(イ) 申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、
㉓、㉔、㉕

(ロ) 申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、そのすべての法定代理人が誓約すべき事項

(注) 法定代理人が法人の場合には、その法人のすべての役員も同様に誓約することとなります。
(誓約書の順号) ①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ 申請（申出）者が法人の場合

(イ) 申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

(誓約書の順号) ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、
㉓、㉔、㉕、㉖

(ロ) 法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A 代表権を有する役員及び主たる出資者

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰

B A以外の役員

(誓約書の順号) ①、②、⑦、⑧、⑨

(注) 1 申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名・押印してください。

2 法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

3 役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

(2) 記入方法

誓約者は、必要な「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その理由を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、別紙として理由を記載した書面を添付してください。）。

VIII 様式例

※ 次の様式例が次頁以降にありますので、申請書等を作成する際には、コピーするなどして使用してください。

(新規販売場の免許申請)	(頁)
① 「酒類販売業免許申請書」	63
販売業免許申請書次葉 1 「販売場の敷地の状況」	64
販売業免許申請書次葉 2 「建物等の配置図」	65
販売業免許申請書次葉 3 「事業の概要」	66
販売業免許申請書次葉 4 「収支の見込み」	67
販売業免許申請書次葉 5 「所要資金の額及び調達方法」	70
② 「全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その 1」	71
「全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その 2」	72
「酒類販売業免許申請書（b）チェック表」	73
③ 「酒類販売業免許の免許要件誓約書」	74
(条件緩和（解除）の申出)	
① 「酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書」	77
② 「酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その 1」	78
「酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その 2」	79

「登録免許税の領収証書提出書」	80
「複数申請等一覧表」	81

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書

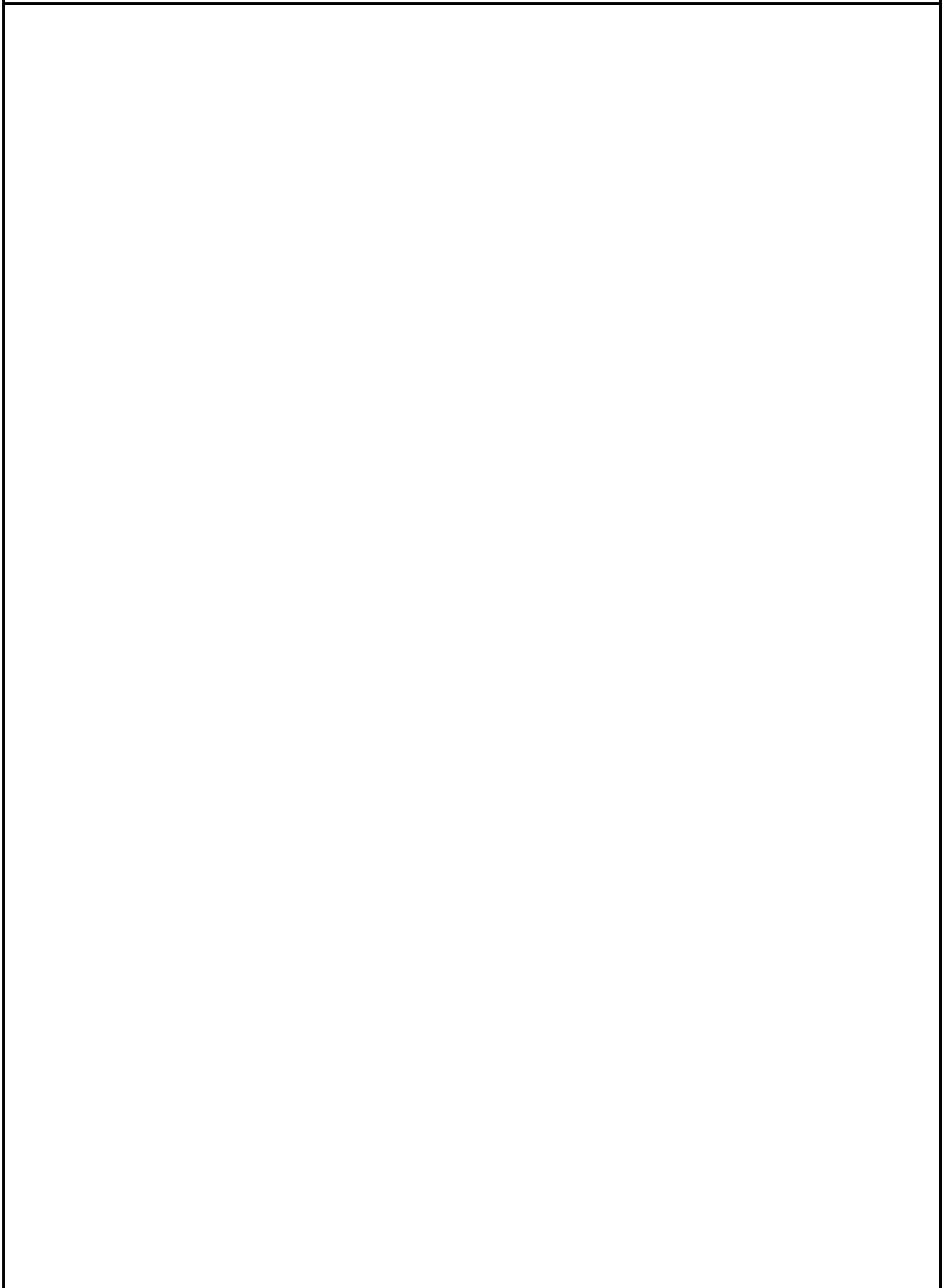
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div>		整理番号	※
平成 年 月 日 税務署長 殿	申 請 者	(住所) 〒 - (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	(電話) 局 番 ⑩
酒類の販売業免許を受けたいので、酒税法第9条第1項の規定により関係書類を添付して 下記のとおり申請します。 記			
販 売 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(地 番) (詳細は別添図面のとおり) (住居表示) 〒 - (ふりがな) (名 称) (電 話)		
業 態	<input type="checkbox"/> 一般酒販店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 量販店 <input type="checkbox"/> 業務用卸主体店 <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> ドラッグストア <input type="checkbox"/> その他 ()		
酒類販売管理者 の選任(予定)	(ふりがな) (氏名) (役職、申請者との関係、生年月日等)		
申請する販売業 免許等の種類			
販売しようとする酒類の品目 の範囲及び 販売方法			
臨時販売場の 開設区分		臨時販売場の 開設期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
申 請 の 理 由			
既に有している 主たる酒類 販売場の明細	所在地		
	名 称		所轄税務署名 税務署
受理番号	※	審査順位	※
		局署番号	※
申請書入力	※	(月 日)	※

販売場の敷地の状況

(所在地)

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）



（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
酒類の陳列場所における表示を明示してください。

事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 （自己所有・借地）	m ²
(2) 建 物 （自己所有・借用） （平成 年 月 日完成予定）	m ²
イ 店 舗	m ²
ロ 事務所	m ²
ハ 倉 庫	m ²
ニ 駐車場	m ²
ホ	
ヘ	
(3) 車両運搬具 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
ホ	
ヘ	
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	人
	人

（注）賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添付してください。

収支の見込み（兼事業の概要付表）

1	酒類の予定仕入先	(取引先名)	(所在地)			
2	酒類の予定販売先	(取引先名)	(所在地)			
3	収支見積					
収 入 の 部	(1)酒類の売上数量及び金額					
	区 分	容器の容量	本数	単価	売上数量	売上金額
		ml	本	円	ℓ	円
	清 酒					
	合成清酒					
	連続式蒸留焼酎					
	単式蒸留焼酎					
	みりん					
	ビール					
	果実酒					
	甘味果実酒					
	ウイスキー					
	ブランデー					
	発泡酒					
	その他の醸造酒					
	スピリッツ					
	リキュール					
粉末酒						
雑酒						
	合	計				
	(2)その他の商品の売上金額					
	(3)その他の収入					
	A 収入金額合計 (1) + (2) + (3)					

支 出 の 部	(1)期首棚卸商品					円
	(2)酒類の仕入数量及び金額					
	区 分	容器の容量	本数	単価	仕入数量	仕入金額
		ml	本	円	ℓ	円
	清 酒					
	合成清酒					
	連続式蒸留焼酎					
	単式蒸留焼酎					
	みりん					
	ビール					
	果実酒					
	甘味果実酒					
	ウイスキー					
	ブランデー					
	発泡酒					
	その他の醸造酒					
	スピリッツ					
	リキュール					
	粉末酒					
	雑酒					
合 計						
(3)その他の商品の仕入金額						
仕入金額合計 (2) + (3)						
期末棚卸商品						
B 売上原価合計 (1) + 仕入金額合計 - 期末棚卸商品						
C 売上総利益 (A - B)						
D 販売費及び一般管理費						
(内訳)	科目	金額 (円)		科目	金額 (円)	
	人件費					
	減価償却費					
	賃借料					
E 営業利益 (C - D)						

	F その他の収益	
	G その他の費用	
	H 総利益金額 (E + F - G)	
4	販売見込数量の算出根拠	
5	その他参考事項（定休日、営業時間など）	

所要資金の額及び調達方法

1 所要資金の算出根拠	
(1)	仕入（見込み）
	① 酒類の年間仕入額 千円
	② 酒類の月間仕入額 (① × 1 / 12) 千円
	③ 在庫 (② × 1 / 2) 千円
	④ 最初の月の所要資金 (② + ③) 千円
(2)	設備
	千円
	千円
	千円
(3)	
2 所有資金	
(1)	千円
(2)	千円
(3)	千円
(4)	千円
3	

全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その1

申請時提出用

※ 抽選対象申請期間において、全酒類（又はビール）卸売業免許申請書の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

卸 売 販 売 地 域	(全酒類・ビール)	受 理 番 号	
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称			
この申請等についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	(担当者名：) Tel： ()		

《酒類販売業免許申請書及び申請書次葉》

記 載 事 項	確 認 事 項	備 考	確 認	税務署 整理欄
販売場の所在地及び名称	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記法による地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか ふりがなの記載漏れはないか 			
申請する販売業免許等の種類	「全酒類卸売業免許」又は「ビール卸売業免許」と記載されているか			
販売しようとする酒類の品目の範囲及び販売方法	「全酒類、卸売に限る。」又は「ビール、卸売に限る。」と記載されているか			
販売業免許申請書次葉1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか			
販売業免許申請書次葉2 (建物等の配置図)	申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか			

《添付書類》

記 載 事 項	確 認 事 項	備 考	確 認	税務署 整理欄
全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その1（申請時提出用）	申請書の記載事項及び申請時に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか			
住民票の写し (法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款の写し)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー（個人番号）の記載がないものであるか 法人の場合には、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されているか 	注3		

- (注) 1 「この申請等についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名」欄には、この申請等について問い合わせ等をする場合の連絡先の住所、電話番号及び担当者氏名を記載してください。
- 2 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。
- 3 申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には、添付を省略することができます。

全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その2

審査時提出用

※ 全酒類（又はビール）卸売業免許申請書の公開抽選後（審査時）に提出する添付書類の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

提出年月日	・ ・	卸売販売地域	(全酒類・ビール)	受理番号	
申請者の住所及び氏名又は名称					
申請販売場の所在地及び名称					
この申請についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	(担当者名 :) Tel : ()				

《酒類販売業免許申請書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
販売業免許申請書次葉3 (事業の概要)	事務所や倉庫等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか			
販売業免許申請書次葉4 (収支の見込み)	申請販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注2		
販売業免許申請書次葉5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか			

《添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
全酒類（又はビール）卸売業免許申請書チェック表その2（審査時提出用）	公開抽選後（審査時）に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか			
酒類販売業免許の免許要件誓約書	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注3		
申請者の履歴書	・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか	注4		
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類			
地方税の納税証明書	・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明）をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方法人特別税」を含めているか	注5		
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか（個人の場合は、収支計算書）	注6		
土地及び建物の登記事項証明書	申請販売場にかかるすべての土地及び建物の登記事項証明書が添付されているか			

- (注) 1 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。
2 予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書等を添付してください。
3 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができます。
4 申請販売場の所在地を管轄する税務署管内に既に免許を受けた酒類販売場を有している場合には添付を省略することができます。
5 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたものを添付してください。
6 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の確定申告書（添付書類を含む。）の提出がある場合には添付を省略することができます。
7 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書 (b) チェック表

《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売業免許申請書次葉 1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉 2 (建物等の配置図)	・ 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか ・ 酒類の陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉 3 (事業の概要)	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		
販売業免許申請書次葉 4 (収支の見込み)	申請販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注 1	
販売業免許申請書次葉 5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表、資金捻出の根拠説明書又は残高証明書等、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		
販売業免許申請書次葉 6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		
酒類販売業免許の免許要件誓約書	・ 誓約事項に漏れはないか ・ 誓約すべき者に漏れはないか (申請者、申請法人の監査役を含めた役員全員、申請者の法定代理人及び申請販売場の支配人)	注 2	
申請者の履歴書	・ 提出すべき者の漏れはないか ・ 申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員分が添付されているか	注 3	
住民票の写し	・ マイナンバー (個人番号) の記載がないものであるか ・ 法人については法人の登記事項証明書及び定款の写し	注 3	
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類		
地方税の納税証明書	・ 都道府県及び市区町村が発行する納税証明書 (未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明) をそれぞれ添付しているか ・ 法人については、証明事項に「地方税法特別税」を含めているか	注 4	
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が添付されているか (個人の場合は、収支計算書)	注 5	
土地及び建物の登記事項証明書	・ 全部事項証明書を添付しているか ・ 申請販売場の建物が複数の土地にまたがる場合には、そのすべての地番にかかる土地の登記事項証明書を添付しているか		
その他参考となるべき書類		注 6	
免許申請書チェック表	・ 確認欄に○印を付して確認しているか ・ 省略した書類について斜線を引いているか		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印 (提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。) を記載してください。

(注) 1 ①小売業免許申請の場合、主な予定販売先について省略することができる。

②卸売業免許申請の場合、予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書を添付する。

2 申請者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができる。

3 申請販売場を管轄する税務署管内に既免許販売場を有している場合には添付を省略することができる。

4 申請者が法人の場合には本店所在地、個人の場合は住所地の都道府県及び市区町村から交付を受けたもの。

5 申請者の所得税又は法人税の納税地と申請販売場の所在地が同一税務署管内である場合において、過去3年分の確定申告書 (添付書類を含む。) の提出がある場合には添付を省略することができる。

6 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。

酒類販売業免許の免許要件誓約書

_____ 税務署長 殿

申請（申出・申告） 販売場の所在地及び 名称	
------------------------------	--

申請（申出・申告）者が個人の場合

<p>私（及び法定代理人）の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。</p>	
平成 年 月 日 （申請（申出・申告）者の住所） （氏 名）	印
<p>下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 （法定代理人氏名）</p>	
平成 年 月 日 （法定代理人住所） （法定代理人氏名） （申請（申出・申告）者との関係）	印

申請（申出）者が法人の場合

<p>当社及び役員等の免許要件について、別紙1及び2とおりに誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。</p>	
平成 年 月 日 （申請（申出）者の所在地） （名称及び代表者氏名）	（法人代表者印） 印
<p>下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 （役職及び氏名） 代表取締役 取締役 取締役 監査役 支配人</p>	
平成 年 月 日 （名称） （代表者氏名）	（代表者個人印） 印

（別紙1及び2を添付して提出してください。）

誓 約 項 目		申請者等の誓約内容			順 号
		申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
1 酒税法10条1号から8号関係 (人的要件)					—
1号関係	申請(申出・申告)者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
2号関係	申請(申出・申告)者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請(申出・申告)でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
3号関係	申請(申出・申告)者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (個人のみ)			③
4号関係	申請(申出)者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
5号関係	支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
6号関係	申請(申出・申告)者が免許の申請前2年以内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ			⑥
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
7の2号関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。 [上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請(申出・申告)時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
【理由等】					
2 酒税法10条9号関係 (場所的要件)					—
申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。					
(1)	申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。	はい・いいえ			⑩
(2)	申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。	はい・いいえ			⑪
【理由等】					

誓 約 項 目	申請者等の誓約内容			順 号
	申 請 (申出) 者	役員等	法定代理人	
3 酒税法10条10号関係（経営基礎要件） (注) 酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。	/	/	/	—
(1) 申請（申出）者が、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ	/	/	⑫
(2) 事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。	/	/	/	—
イ 現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ	/	⑬
ロ 申請（申出）前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ	/	⑭
ハ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ	/	⑮
ニ 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ	/	⑯
ホ 酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ	/	⑰
ヘ 建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却若又は移転を命じられていない。	はい・いいえ	/	/	⑱
ト 酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ	/	/	⑲
(3) 申請（申出）者は、経験その他から判断し、適正に酒類の販売業を営むのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ	/	/	⑳
(4) 申請（申出）者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ	/	/	㉑
(5) 酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実に認められる。	はい・いいえ	/	/	㉒
【理由等】				
4 酒税法10条11号関係（需給調整要件） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。	/	/	/	—
(1) 設立の趣旨からみて、販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体でない。	はい・いいえ	/	/	㉓
(2) 酒場、旅館、料理店等酒類を取り扱う接客業者でない。	はい・いいえ	/	/	㉔
【理由等】				
5 酒税法14条1号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい・いいえ	/	/	㉕
6 酒税法14条3号関係 2年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい・いいえ	/	/	㉖

酒 類 販 売 業 免 許 の 条 件 緩 和 (解 除) 申 出 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収 受 印 </div>		整理番号	※
平成 年 月 日	申 出 者	(住所) 〒	(電話) 局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	⑩
酒類販売業免許に付けられている条件緩和（解除）について関係書類を添付して、下記のとおり申出します。 記			
販売場の所在地及び名称	(地番)		
	(住居表示) 〒		
	(名称)		
申 出 販 売 場 の 酒類販売管理者 (の選任予定)	(ふりがな) (氏名)	[役職、申出者との関係、生年月日等]	
販 売 業 免 許 の 種 類			
現 在 付 け ら れ て い る 免 許 の 期 限 又 は 条 件			
申 出 の 要 旨			
申 出 の 理 由			

受理番号	※	審査順位	※	局署番号	※
申出書入力	※ 済 (月 日)	※	※	※	※

酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その 1

申出時提出用

※ 抽選対象申請期間において、酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

卸 売 販 売 地 域	(全酒類・ビール)	受理番号	
申出者の氏名又は名称			
この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	(担当者名：) Tel： ()		

《酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書及び申出書次葉》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確認	税務署 整理欄
販売場の所在地及び名称	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記法による地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか ふりがなの記載漏れはないか 			
申出する販売業免許の種類	「全酒類卸売業免許」又は「ビール卸売業免許」と記載されているか			
現在付けられている免許の期限又は条件	「通信販売を除く小売に限る」又は「ビールの卸売に限る」等現在受けている免許の条件が記載されているか			
販売業免許申出書次葉 2 (建物等の配置図)	申出販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか			

《添付書類》

記 載 事 項	確 認 事 項	備考	確認	税務署 整理欄
酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その 1（申請時提出用）	申出書の記載事項及び申出時に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか			

- (注) 1 「この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名」欄には、この申出について問い合わせ等をする場合の連絡先の住所、電話番号及び担当者名を記載してください。
- 2 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印を記載してください。
- 3 酒類の範囲の緩和（解除）の申出の場合には、添付を省略できます。

酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その2

審査時提出用

※ 酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書の公開抽選後（審査時）に提出する添付書類の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

提出年月日	・ ・	卸売販売地域	(全酒類・ビール)	受理番号	
申出者の住所及び氏名又は名称					
申出販売場の所在地及び名称					
この申出についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	(担当者名：) TEL： ()				

《酒類販売業免許申出書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
販売業免許申出書次葉3 (事業の概要)	事務所や倉庫等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか			
販売業免許申出書次葉4 (収支の見込み)	申出販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積りが組まれているか	注2		
販売業免許申出書次葉5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表又は資金の算出根拠説明書、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか			

《添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認	税務署整理欄
酒類販売業免許の条件緩和（解除）申出書チェック表その2（審査時提出用）	公開抽選後（審査時）に提出すべき添付書類等の確認欄に○印が付されているか			
酒類販売業免許の免許要件誓約書	誓約すべき者の漏れ（例えば、法人の監査役など）はないか	注3		

- (注) 1 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印を記載してください。
 2 予定仕入先及び予定販売先の取引承諾書等を添付してください。
 3 申出者が法人の場合には役員等の誓約事項は代表者が一括して行うことができます。
 4 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合があります。

整理番号

登録免許税の領収証書提出書

平成 年 月 日

_____ 税務署長 殿

提出者の住所、氏名又
は名称及び代表者氏名 _____ 印

平成____年____月____日付で通知があった登録免許税の納付については、登録免許税金 _____ 円
を納付したので、登録免許税法第24条第1項の規定によりその領収証書を提出します。

領収証書貼付場所

(注) この様式は、申請等の際に添付するものではなく、免許を付与等されることとなった申請者等が、酒類販売業免許通知書等の交付時に「登録免許税の領収証書」を貼付して提出するものです。

複数申請等一覧表

順号	申請 製造場 販売場 蔵置場 の名称	申請 製造場 販売場 蔵置場 の所在地	所轄税務署	所要資金額	備考
				円	

- (注) 1 同時期に複数の申請等を提出する場合には、代表する一の販売場等を除く他の販売場等に係る申請書に添付する書類の一部については、提出を省略することができます。
 2 「備考」欄には、代表する一の販売場等について、「主たる販売場」等と記載してください。
 3 添付を省略することができる書類は、「主たる販売場」等を所轄する税務署の担当酒類指導官へお問い合わせください。

e-Tax で利用できる酒税関係の手続について

- 酒類製造業者の方が利用できる主な手続
 - ・ 酒税の納税申告及び納付
 - ・ 酒類の製成及び移出の数量等申告
 - ・ 酒類の移出数量明細書の提出
 - ・ 酒類等の亡失・腐敗の届出 など
- 酒類販売業者の方が利用できる主な手続
 - ・ 酒類の販売数量等報告
 - ・ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
 - ・ 酒類販売管理者の選任（解任）の届出
 - ・ 酒類蔵置所設置・廃止報告 など



イータ君

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索

e-Tax の利用開始のための手続、e-Tax ソフト及び確定申告書等作成コーナーの操作などのご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-コクゼイ

☎ 0570-01-5901

受付時間：平日 9時～17時
(年末年始を除きます。)

マイナンバーカードの利用に係るICカードリーダライタの設定、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

受付時間：平日 9時30分～20時
土日祝 9時30分～17時30分
(年末年始を除きます。)

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をクリックして、ご覧ください。